

# 目黒区男女平等・共同参画及び 性の多様性の尊重を推進する計画

〔令和4(2022)年度～令和8(2026)年度〕

令和4(2022)年2月  
目黒区



## はじめに

目黒区では、平成 28（2016）年に「目黒区男女平等・共同参画推進計画」を改定し、またその計画期間中の令和 2（2020）年 3 月には、性の多様性尊重の理念を条例に定めるため、「目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」を改正施行し、男女平等・共同参画と性の多様性尊重に向けた様々な施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

これまでに男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に対する社会の理解は着実に広がってきております。また、少子高齢化が進展し、人口減少に伴う労働力不足に直面する中、女性の職業生活における活躍や、「働き方改革」の推進を目的とした法改正も行われました。しかし、社会のあらゆる分野で固定的な性別役割分担意識や家事・育児・介護負担の偏りなどが残っていることや、配偶者等からの暴力、性差等に起因するハラスメントなど、解消すべき課題が依然としてあり、こうした課題がコロナ禍でも浮き彫りになりました。

それらの課題や現行計画の取組を踏まえて内容の充実を図るとともに、先の条例改定にも鑑み、このたび「目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画」として計画を改定しました。改定に際しては、目黒区男女平等・共同参画審議会で熱心にご審議いただいたほか、区民、団体等の皆様から多くのご意見やご提案をお寄せいただいたことに心より感謝を申し上げます。

本計画は、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合うとともに、自らの意思によってその能力を発揮し、家庭、地域、職場などのあらゆる分野において共同参画するとともに、性の多様性が尊重されることにより、誰もが自分らしく生きていくことができる社会づくりに向けた計画です。同時に、その一部は法の規定に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」にも位置付けています。

本計画が目指す、男女平等・共同参画社会及び性の多様性を尊重する社会の実現は、身近な生活を見つめなおすことから始まると考えておりますので、引き続き、区民、事業者、団体等の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和4（2022）年2月

目黒区長 青木 英二



# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的	2
2 計画改定の趣旨と背景	3
3 計画の性格・位置付けなど	6
4 計画期間	7
5 S D G s (持続可能な開発目標) との関連性	7
6 男女平等・共同参画と性の多様性の尊重について	8
7 新型コロナウイルス感染症による取組への影響	8
8 計画の体系	9
9 計画の体系図	10
10 課題別の指標	12

## 第2章 計画の内容

●事業一覧	16
目標（大項目）1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	22
課題（中項目）1－1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	24
課題（中項目）1－2 地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	26
課題（中項目）1－3 働く場における男女平等・共同参画の促進	28
課題（中項目）1－4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	29
課題（中項目）1－5 防災における男女平等・共同参画の推進	31
目標（大項目）2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	33
課題（中項目）2－1 仕事と生活の両立支援	34
課題（中項目）2－2 男性の家事・育児・介護への参加促進	36
課題（中項目）2－3 子育て支援の充実	38
課題（中項目）2－4 介護支援の充実	41
目標（大項目）3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成	44
課題（中項目）3－1 性差に関する意識の改革と理解促進	45
課題（中項目）3－2 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	46
課題（中項目）3－3 女性への暴力やハラスメントの根絶	49
課題（中項目）3－4 生涯を通じた包括的な健康支援	51
課題（中項目）3－5 性の多様性を尊重する意識の醸成と L G B T 支援	53
目標（大項目）4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化	56
課題（中項目）4－1 計画の推進体制の強化	56
課題（中項目）4－2 計画の着実な進行管理	59
課題（中項目）4－3 区民、事業者等との連携	59
課題（中項目）4－4 国、東京都、他自治体との連携	60



## 資料

1	目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例	62
2	目黒区男女平等・共同参画推進計画改定までの経過	66
3	目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿	67
4	男女平等・共同参画推進に向けての主な動き	69
5	令和3（2021）年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査の概要	75
6	男女共同参画社会基本法	79
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	83
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	92



# 第1章

計画の基本的な考え方



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の目的

本計画は、「目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」（以下「条例」という。）の基本理念に基づき、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合い、自らの意思によってその能力を発揮し、家庭、地域、職場などのあらゆる分野において共同参画するとともに、性の多様性<sup>1</sup>が尊重されることにより、誰もが自分らしく生きていくことができる社会を目指して区が総合的かつ計画的に施策を展開するためのものです。

### 基本理念（条例第3条）

- (1) 全ての人の人権が尊重され、性別等により直接的又は間接的に差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
- (2) 多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重され、誰もが自分らしい生き方を選択できること。
- (3) 固定的な性別役割分担に基づく社会制度や慣行が解消され、男女が性別にかかわらず、個人の個性や能力を発揮し、その意欲や希望に沿って家庭生活と社会生活の両立ができるよう、その責任を対等に分かち合うこと。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場又は地域において、意思決定及び政策決定の過程に平等に共同参画すること。
- (5) 教育の場において男女の平等な共同参画を推進し、性の多様性を尊重すること。
- (6) 区民は、国籍、性別等又は年齢にかかわらず、この条例に定める権利を有すること。

#### 1 性の多様性

性を構成する要素には、性的指向、性自認、性表現、身体の性の四つの要素があり、それぞれの要素の在り方が多様であるため、その組み合わせによって構成される性には多様な在り方が存在すること。

性的指向：恋愛感情や性的な関心が主にどの性別に向いているかを表す概念。

性自認：自分の性をどのように認識しているかを表す概念。

性表現：服装や話し方など、社会的にどのように自身の性を表現するか。

身体の性：生物学的な身体的特徴。



## 2 計画改定の趣旨と背景

条例に基づき、平成28（2016）年2月に改定した「目黒区男女平等・共同参画推進計画〔平成28（2016）年度～令和2（2020）年度〕」（以下「前計画」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響による計画期間の1年延伸を経て、令和3（2021）年度末で計画期間が終了します。そこで、前計画期間中における以下のような状況を踏まえ、前計画の取組を継承しつつも、社会情勢の変化によって生じた新たな課題等に対応するため、「目黒区男女平等・共同参画推進計画」を改定しました。

### （1）国における動き

#### ア 関係法令の改正等

前計画期間中に、令和元（2019）年5月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の成立により、女性活躍推進法<sup>1</sup>において一般事業主行動計画の策定義務の対象が常時雇用労働者101人以上の事業主に拡充されるとともに、男女雇用機会均等法<sup>2</sup>においては、セクシュアルハラスメント等の相談を行ったこと等を理由とする不利益な取扱いの禁止等を定める改正が行われました。平成30（2018）年5月には、国政選挙及び地方選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すこと等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、令和3（2021）年6月には、政党等による取組の促進や国・地方公共団体の責務等を強化するための改正が行われました。

ワーク・ライフ・バランスの分野では、労働者がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進することを目的として、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、平成31（2019）年4月以降、順次施行されています。同法では、国や使用者等が長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずることが定めされました。さらに、令和3（2021）年6月に育児・介護休業法<sup>3</sup>が改正され、男性の育児休業の取得を促進するために、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けが行われました。

1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

2 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」

3 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」



女性に対する暴力に関しては、平成28（2016）年12月と令和3（2021）年5月のストーカー規制法<sup>1</sup>の改正により、規制対象行為の拡大等が行われたほか、平成29（2017）年6月には刑法が110年ぶりに大きく改正され、強姦罪は男性も被害者となる強制性交等罪に変更となり、厳罰化等が行われました。

配偶者等からの暴力（DV）<sup>2</sup>については、令和元（2019）年6月に配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確にされ、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることになりました。

## イ 男女共同参画基本計画

政府は、男女共同参画社会基本法に基づき、令和2（2020）年12月に第5次男女共同参画基本計画を定め、令和7（2025）年度までの方針や政策の方向を示しました。本計画により、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響や、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加、人生100年時代の到来、デジタル化社会への対応、女性に対する暴力根絶の社会運動、女性の視点からの防災、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流などを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しています。

## （2）東京都における動き

東京都は、平成30（2018）年に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定しました。同条例の中で、「多様な性の理解の推進」について定めています。

また、「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力防止対策基本計画」で構成される「東京都男女平等参画推進総合計画」を5年ごとに改定し、総合的かつ計画的に取り組んでいます。平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの総合計画は五つの領域と推進体制から構成されており、このうち、「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」の領域に「性的少数者への支援」という施策が含まれています。なお、東京都では、令和4（2022）年度中に、いわゆる同性パートナーシップ制度を導入することを明らかにしています。

1 ストーカー行為等の規制等に関する法律

2 配偶者（同性パートナーを含む。）や恋人などの親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力 [DV (Domestic Violence) ]。



### (3) 目黒区の動き

これらの法令等の制定・改正等による社会情勢の変化や、区を含めた様々な組織や個人の取組により、女性が結婚・妊娠・出産後も自分の望む働き方を続けることや、男性が家事・育児・介護を担うことなど、社会の変化は徐々に進んできています。しかしながら、組織の指導的地位に占める女性の割合が低いことや、男性の長時間労働の慣習が根強く残っていることなど、男女平等・共同参画社会の実現にはより一層の努力が必要です。

また、前計画期間には、広く性の多様性が尊重される社会の実現に向けた取組を区の施策としてより明確に位置付けるため、区は、令和2（2020）年3月に目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例を改正施行しました。自身の性的指向や性自認（SOGI<sup>1</sup>）に起因して生じる日常生活上の困難や不安等を解消し、性の多様性を尊重する社会を実現することも重要な課題です。

---

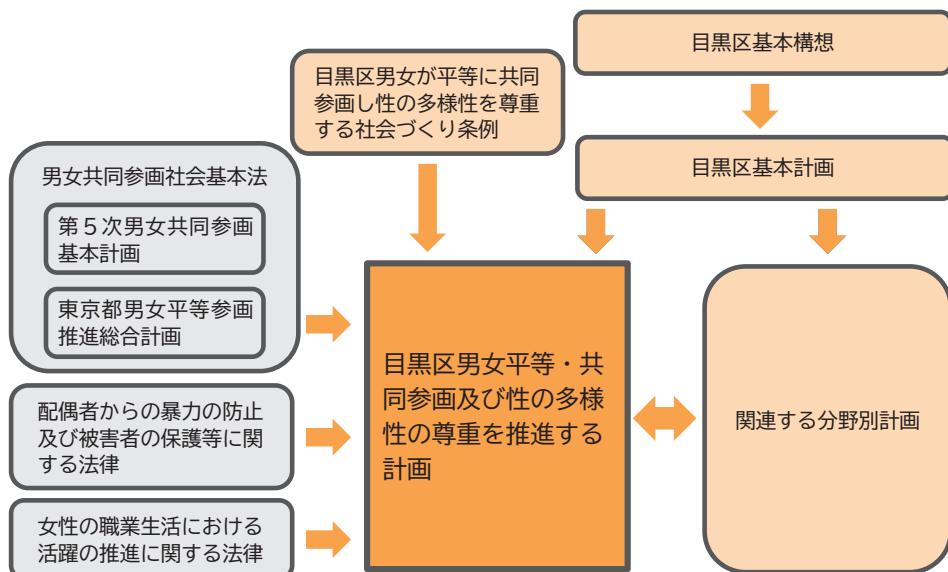
1 SOGI（ソジ・ソギ）

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字を合わせた言葉。誰もが持つ性の要素を表す概念として用いられています。なお、性の要素には、他に性表現や身体の性もあります。



### 3 計画の性格・位置付けなど

- 本計画は、目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例 第8条に定める計画です。
- 本計画は、前計画を継承し、更に発展させる計画です。
- 本計画は、「目黒区基本構想」及び「目黒区基本計画（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）」を踏まえるとともに、関連する分野別計画との整合性を図り改定するものです。
- 本計画は、目黒区男女平等・共同参画審議会の答申の趣旨を尊重し、改定するものです。
- 本計画は、条例の基本理念を具体化し、達成すべき目標と方向を明確にし、区、区民及び事業者が協働して取り組む際の指針とするものです。
- 本計画は、男女共同参画社会基本法における市町村男女共同参画計画として定める計画です。
- 本計画の課題（中項目）1－1「政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進」、1－3「働く場における男女平等・共同参画の促進」、2－1「仕事と生活の両立支援」を、目黒区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置付けています。
- 本計画の課題（中項目）3－2「配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援」を、目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置付けています。
- 施策の推進に当たっては、区の各担当課が所管事業として取り組むため、本計画の中では各事業の具体的な実施年度、事業費及び実施規模は掲載していません。





## 4 計画期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年です。ただし、この間の社会状況の変化に伴い、必要に応じて本計画の事業を見直すこととします。

## 5 SDGs（持続可能な開発目標）との関連性

平成27（2015）年9月に国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択され、日本を含めた世界が「誰一人取り残さない」社会を目指し、取組を進めています。同アジェンダにある17のゴール（目標）の一つに、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント<sup>1</sup>を図る」ことが掲げられています（ゴール5）。

日本では、政府が平成28（2016）年12月にSDGs実施指針を策定し、ビジョン、実施原則、優先課題等を示しており、八つの優先課題の一つめに、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げるとともに、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映（ジェンダー主流化）して取組を進めています。

ジェンダー主流化の推進は、社会のあらゆる分野に関わることであり、多様な視点が加わることを通じてSDGsの全てのゴールにつながります。本計画においても、ジェンダー平等をはじめ、女性やLGBTを含めた包摂的な社会を促進することなど、多くの関連する内容についてSDGsの理念を共有しています。



1 自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。（第5次男女共同参画基本計画）



## 6 男女平等・共同参画と性の多様性の尊重について

本計画は、これまで、条例に基づき、男女平等・共同参画を推進する計画として策定し、取組を行ってきました。男女平等・共同参画が主に男性と比べて女性の権利が制約されていることや、女性に対する人権が侵害されていることなど、性別間における不平等や不均衡などの是正を目指していることに対し、性の多様性の尊重は、性的指向や性自認という性を構成する要素に着目し、その在り方により生じる様々な困難等を解消することを主な目的としています。二つの事柄は、問題の歴史的経緯や性質が異なりますが、いずれも性や性差に関する問題であり、性の多様性を尊重することは、性の在り方に起因する困難や生きづらさを抱える人とそうでない人の間の不平等や不均衡などを是正することと考えることもできることから、共通している点もあります。

そのため、性の多様性の尊重についても、条例の理念に基づき本計画で取り扱うこととし、課題の一つとして位置付けています。

なお、本計画においては、性の要素を表す言葉として、性表現や身体の性も含めて「性的指向や性自認」又は「SOGI」などのように表記しています。同様に、「LGBT<sup>1</sup>」についても、レズビアン<sup>2</sup>、ゲイ<sup>3</sup>、バイセクシュアル<sup>4</sup>、トランスジェンダー<sup>5</sup>のみではなく、性的少数者（性的マイノリティ／セクシュアルマイノリティ）の総称として使用しています。

## 7 新型コロナウイルス感染症による取組への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活に重大な影響を及ぼし、社会状況や生活の在り方は大きく変化しました。それにより、男女が平等に共同参画し、性の多様性を尊重する社会づくりの在り方も見直しを余儀なくされ、オンラインを活用するなど、より一層の取組の柔軟性が求められるようになりました。

今後、新型コロナウイルス感染症が終息に向かうかどうかについては、現時点では見通すことが困難であることから、本計画に基づき実施する令和4（2022）年度以降の事業については、同感染症の状況に合わせて事業の在り方を見直すなど、柔軟かつ弾力的に実施します。

1 レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字を合わせた言葉。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーとそれ以外の性的少数者を分けて「LGBTQ」、「LGBTQ+」などと表記する場合もあります。

2 女性同性愛者

3 男性同性愛者

4 両性愛者

5 性自認が出生時に割り当てられた性別と一致しない人



## 8 計画の体系

本計画では、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを実現するため、四つの目標（大項目）を設定し、総合的に施策を展開します。

そして、目標を実現するための課題（中項目）を明らかにし、その課題を解決するため取り組むべき施策の方向（小項目）や具体的な事業等を提示します。

また、各目標に位置付けた課題（中項目）から一つを選定し、重点的に取り組むこととします。この重点課題については、社会情勢や前計画から引き継ぐ課題等を踏まえて選定しています。

目標＝大項目	重点課題（課題＝中項目）
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	仕事と生活の両立支援
3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成	配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援
4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化	区民、事業者等との連携



## 9 計画の体系図

★=重点課題

目 標 (大項目)	課 題 (中項目)	施 策 の 方 向 (小項目)
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	1 ★ 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	① 審議会等への女性の参画拡大 ② 女性職員のエンパワーメント支援 ③ 区職員の男女平等・共同参画意識の啓発と職場づくり
	2 地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	① 地域活動における男女平等・共同参画の促進 ② 男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援
	3 働く場における男女平等・共同参画の促進	① 事業者に対する女性の活躍推進への働きかけ ② 女性の起業支援や就労支援
	4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	① 生涯学習を通じた男女平等・共同参画の意識啓発 ② 教育の場での男女平等・共同参画の推進
	5 防災における男女平等・共同参画の推進	① 女性の視点を取り入れた防災施策の強化 ② 防災活動における男女平等・共同参画の推進
	1 ★ 仕事と生活の両立支援	① 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進 ② 多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援
	2 男性の家事・育児・介護への参加促進	① 男性が家事、育児、介護に参加するための意識啓発 ② 男性が家事、育児、介護を積極的に担うための支援
	3 子育て支援の充実	① 多様な子育てサービスの充実 ② ひとり親家庭に対する支援 ③ 地域ぐるみの子育て支援
	4 介護支援の充実	① 高齢者や障害者の自立支援と社会参加の促進 ② 地域における包括的な介護支援



★=重点課題

目標  
(大項目)

3

人権と性の多様性が尊重される社会の形成

課題  
(中項目)

1

性差に関する意識の改革と理解促進

★2

配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援

3

女性への暴力やハラスメントの根絶

4

生涯を通じた包括的な健康支援

5

性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援

施策の方向  
(小項目)

① 固定的な性別役割分担意識に基づく情報・表現を読み解く力の向上

① 暴力の根絶に向けた意識啓発

② 被害者に対する相談と支援の充実

③ 関係機関や団体等との連携強化

① 女性に対するあらゆる暴力の根絶

② セクシュアルハラスメント等の根絶

① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の理解促進

② 生涯にわたる健康保持・増進支援

① 性の多様性の理解促進

② 性的指向及び性自認に基づく困難等の解消

1

計画の推進体制の強化

① 推進体制の充実

② 拠点施設機能の充実

2

計画の着実な進行管理

① 進捗状況の評価、改善

★3

区民、事業者等との連携

① 協働事業を通じた意識啓発

4

国、東京都、他自治体との連携

① 国、東京都、他自治体との連携強化

□太枠内は、目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とする。

□二重枠内は、目黒区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」とする。



## 10 課題別の指標

★=重点課題

課題解決の達成状況を確認するための指標（数値目標）です。

目 標 (大項目)	課 題 (中項目)	指 標	現状値 (※)	目標値
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	★1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	区が設置する付属機関や私的諮問機関の女性委員の割合	38.7% (令和3(2021)年3月)	50%
	2 地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	33.7%	50%以上
	3 働く場における男女平等・共同参画の促進	労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	13.6%	25%以上
	4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	57.0%	80%以上
	5 防災における男女平等・共同参画の推進	防災活動での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	—	50%以上
2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の両立支援)の推進	★1 仕事と生活の両立支援	自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合	—	50%以上
	2 男性の家事・育児・介護への参加促進	家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	10.9%	20%以上
	3 子育て支援の充実	共働き家庭での家事分担「主に妻が行っている」人の割合	25.8%	15%以下
	4 介護支援の充実			
3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成	1 性差に関する意識の改革と理解促進	固定的な性別役割分担意識「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合	76.1%	90%以上
	★2 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	身体的暴力の被害経験者の割合	4.1%	ゼロ
	3 女性への暴力やハラスメントの根絶	セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合	8.0%	ゼロ
	4 生涯を通じた包括的な健康支援	妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と思う人の割合	47.7%	70%以上
	5 性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援	LGBTへの配慮を意識して行動している人の割合	—	50%以上



目 標 (大項目)	課 題 (中項目)	指 標	現状値 (※)	目標値
4 男女平等・共同参画の多様性の尊重を強化する体制を推進	1 計画の推進体制の強化	区の男女平等・共同参画関連施策を「どちらも知らない」人の割合	70.1%	60%以下
		目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合	10.3%	20%以上
	2 計画の着実な進行管理	—	—	—
	★3 区民、事業者等との連携			
	4 国、東京都、他自治体との連携			

※特に記載があるもの以外は、「令和3年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査」の結果を集計した数値です。



## 第2章

### 計画の内容

#### 各事業の区分

新規：新たに取り組む事業及び既存事業の中から本計画に新たに盛り込む事業です。

継続：前計画に掲載されていた事業で、継続して実施する事業です。前計画の複数の事業が統合された事業や事業内容を一部変更したものも含みます。



## 第2章 計画の内容

### ● 事業一覧

☆=新規事業

目標 (大項目)	課題 (中項目)	施策の方向 (小項目)	事業 番号	事業名
1	あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	1-1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	① 審議会等への女性の参画拡大	1 審議会などへの女性の積極的登用 2 女性の人材活用
	② 女性職員のエンパワーメント支援	3 女性職員に対する係長職昇任能力実証・管理職選考の受験促進 4 キャリア形成のための支援 5 女性管理職を増やすための仕組みづくり		
	③ 区職員の男女平等・共同参画意識の啓発と職場づくり	6 職員配置や職務分担における男女構成の適正化推進 7 情報提供と取組促進に向けた啓発 8 男女平等・共同参画のための研修や職場づくり		
	1-2 地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	① 地域活動における男女平等・共同参画の促進	9 働く男女が参加しやすい講座等の開催 10 団体に対する男女平等・共同参画の意識啓発	
	② 男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援	11 リーダーの育成支援 12 講師派遣等支援事業の実施		
	1-3 働く場における男女平等・共同参画の促進	① 事業者に対する女性の活躍推進への働きかけ	13 事業者への啓発	
	② 女性の起業支援や就労支援	14 女性の起業、就労、人材育成及びエンパワーメントに資する講座等の実施 15 起業に関する相談事業の実施 16 各種融資事業の実施 17 各種貸付事業の実施 18 就労相談事業の実施		



目標 (大項目)	課題 (中項目)	施策の方向 (小項目)	事業 番号	事業名	
1	1-4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	① 生涯学習を通じた男女平等・共同参画の意識啓発	19 20 21 22 23	男女平等教育推進のための情報提供 保育事業における男女平等・共同参画の取組の実施 学習情報の提供 社会教育講座を通じた意識の醸成 参加型の啓発の実施	
	② 教育の場での男女平等・共同参画の推進		24 25 26 27 28	男女混合名簿の使用 教員に対する男女平等研修の実施 男女平等教育に関する研究の促進 児童・生徒に対する男女平等・共同参画の意識啓発 女性教員の管理職試験の受験促進	
	1-5 防災における男女平等・共同参画の推進	① 女性の視点を取り入れた防災施策の強化	☆29 ☆30	防災会議における女性構成委員の充実 女性の視点を取り入れた防災備蓄品の整備	
		② 防災活動における男女平等・共同参画の推進	☆31 ☆32 ☆33	避難所運営協議会への女性の参画 地域防災訓練への女性の参画 女性防災リーダーの育成	
	2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	2-1 仕事と生活の両立支援	① 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進	34 35 36	事業者における取組の情報収集 事業者向け啓発事業の実施 事業者支援事業の実施
			② 多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援	37 ☆38 39	仕事と生活を両立させる働き方についての意識啓発と支援 区職員のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組 区職員が子育てや介護を担いながら働くための支援



目標 (大項目)	課題 (中項目)	施策の方向 (小項目)	事業 番号	事業名	
2	2-2	男性の家事・育児・介護への参加促進			
		① 男性が家事、育児、介護に参加するための意識啓発			
			40	男性の参画促進に向けた意識啓発	
		② 男性が家事、育児、介護を積極的に担うための支援			
			41	家事、育児、介護に関する知識・技術を習得する機会の提供	
		2-3	子育て支援の充実		
			① 多様な子育てサービスの充実		
				42	保育所機能の充実
				43	緊急一時保育の実施
				44	学童保育クラブの充実
		② ひとり親家庭に対する支援			
			45	育児支援サービス事業の実施	
			46	ファミリー・サポート・センター事業の実施	
			47	子どもショートステイ事業の実施	
		③ 地域ぐるみの子育て支援			
			48	自立支援の充実	
			49	日常生活支援の充実	
			50	居住支援事業の実施	
		④ 地域ぐるみの子育て支援			
			51	自主保育グループへの支援	
			52	ネットワークづくりの支援	
			☆53	子育て世代包括支援センター事業の実施	
			54	子育てに関する相談・支援の実施	
			55	地域教育懇談会への支援	
			56	子育てふれあいひろば事業の実施	
			57	子育て情報の提供	
	2-4	介護支援の充実			
		① 高齢者や障害者の自立支援と社会参加の促進			
			58	各種相談事業の充実と連携	
			59	権利擁護センター事業の実施	
			60	居住支援事業の実施	
			61	高齢者福祉住宅の提供	
			62	住宅改修給付事業の実施	
			63	生きがい支援事業の実施	
			64	就労支援事業の実施	
			☆65	自立訓練事業の実施	



目標 (大項目)	課題 (中項目)	施策の方向 (小項目)	事業 番号	事業名
2	2-4	② 地域における包括的な介護支援	66	介護に関する相談事業の充実と情報提供
			67	在宅介護支援事業の充実
			68	介護施設等の整備
			☆69	家族介護者の交流機会の充実
3	人権と性の多様性が尊重される社会の形成			
	3-1	性差に関する意識の改革と理解促進	① 固定的な性別役割分担意識に基づく情報・表現を読み解く力の向上	70 学校教育を通じたメディア・リテラシーの育成
				71 あらゆる世代に対するメディア・リテラシー向上の取組
	3-2	配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	① 暴力の根絶に向けた意識啓発	72 未然防止・早期発見のための啓発事業の実施
				73 デートDV防止に向けた啓発事業の実施
		② 被害者に対する相談と支援の充実		74 相談体制の充実
				75 自立支援事業の実施
				76 緊急一時保護事業の実施
		③ 関係機関や団体等との連携強化		77 東京都との連携
				78 関係機関との連携
	3-3	女性への暴力やハラスメントの根絶	① 女性に対するあらゆる暴力の根絶	79 女性に対する暴力の防止に向けた啓発事業の実施
				80 女性に対する暴力の防止に向けた相談事業の充実及び関係機関との連携
		② セクシュアルハラスメント等の根絶		81 事業者等に対する啓発
				82 早期発見のための啓発事業の実施
				83 各種相談事業の充実と連携
				84 区職員に対する研修の実施
				85 区職員の相談の実施



目標 (大項目)	課題 (中項目)	施策の方向 (小項目)	事業 番号	事業名		
3	3-4	生涯を通じた包括的な健康支援				
		① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の理解促進	86	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発		
			87	母子保健事業における啓発		
			88	相談事業の実施		
			89	学校における性や健康に関する教育と教員の理解促進		
			90	性や健康に関する情報や学習機会の提供		
			② 生涯にわたる健康保持・増進支援	91	各種健康診査の実施	
				92	妊娠、出産期の女性に対する健康支援	
				93	入院助産費用の援助	
				94	更年期、高齢期の女性に対する健康支援	
		95	女性のからだに関する相談の実施			
4	4-1	性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援				
		① 性の多様性の理解促進	96	性の多様性の理解促進に向けた啓発		
			☆97	性の多様性の理解促進に向けた教育の実施		
			☆98	区職員の理解促進		
		② 性的指向及び性自認に基づく困難等の解消	☆99	多様な性の在り方についての相談・支援の実施		
			☆100	区営住宅等の入居要件拡充の取組		
			☆101	多様な性の在り方に配慮した人事・労務管理・福利厚生等の取組		
			☆102	学校や園における幼児・児童・生徒への支援の実施		
		男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化				
		計画の推進体制の強化				
① 推進体制の充実	☆103	条例の理解促進に向けた取組				
	104	担当者会議の活用				
	☆105	男女平等・共同参画審議会の運営				
	106	男女平等・共同参画オンブーズの運営				
	107	情報連絡会の実施				



目標 (大項目)	課題 (中項目)	施策の方向 (小項目)	事業 番号	事業名						
4	4-1	② 拠点施設機能の充実	108	男女平等・共同参画センターの周知及び利用促進						
			109	調査研究、情報収集及び資料室の充実						
			110	相談事業の充実と連携						
			111	学習の機会の提供						
			112	講座等における保育者の配置						
			113	学習・交流の場の提供						
			114	活動団体への支援						
			115	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営						
	4-2	計画の着実な進行管理	① 進捗状況の評価、改善	116	区民意識調査の実施					
				117	事業実績調査の実施					
				118	計画の進捗状況評価の実施					
				119	年次報告の公表					
				120	職員意識調査の実施					
				4-3	4-3 区民、事業者等との連携	① 協働事業を通じた意識啓発	121	区民・区民団体等との協働事業の実施		
							122	事業者等との協働事業の実施		
4-4							4-4 国、東京都、他自治体との連携	① 国、東京都、他自治体との連携強化	123	国、東京都との連携
									124	他自治体との連携



## 目標（大項目）1

### あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

日本では、総人口の51.4%<sup>1</sup>が女性であり、目黒区においても、総人口の52.8%<sup>2</sup>が女性です。あらゆる分野において男女平等・共同参画が進むことは、それぞれの取組や活動に様々な視点が取り入れられることを通じて、暮らしやすく、豊かで活力ある社会の実現につながります。

あらゆる分野において男女平等・共同参画を進めるためには、より多くの女性の参画や活躍の推進が必要です。SDGsにおいても、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定に完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

一方で、世界経済フォーラムが各国の男女格差を指数で表した「ジェンダー・ギャップ指数」(GGI)<sup>3</sup>では、令和3（2021）年3月に公表された指数で日本は156か国中120位と、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中でも低い結果となっています。中でも、経済分野（117位）と特に政治分野（147位）の順位が低くなっています。

指導的地位への女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高め、実質的な機会の平等を果たすために極めて重要です。そのため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）<sup>4</sup>の推進等により、社会制度や慣行がいずれかの性別に不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識<sup>5</sup>、偏見等に基づく格差の解消に取り組むことが求められています。区は、全ての人が、家庭、職場、地域などのあらゆる状況において共に責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会を目指して取組を推進します。

1 総務省「人口推計」〔2021年8月1日現在（概算値）〕

2 住民基本台帳〔令和3年（2021）9月1日現在〕

3 ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）

世界経済フォーラムが各国の男女格差を経済、教育、健康、政治の4分野に分けて指数化したもので、0が完全不平等、1が完全平等を示します。

経済：給与、雇用数、管理職や専門職での雇用における男女格差

教育：初等教育や高等・専門教育への就学における男女格差

健康：出生時の性別比、平均寿命の男女差

政治：議会や閣僚など意思決定機関への参画、過去50年間の国家元首の在任年数における男女差

4 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第2条第2号）。

5 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと（第5次男女共同参画基本計画）。



## ジェンダー・ギャップ指数【令和3（2021）年】（抜粋）

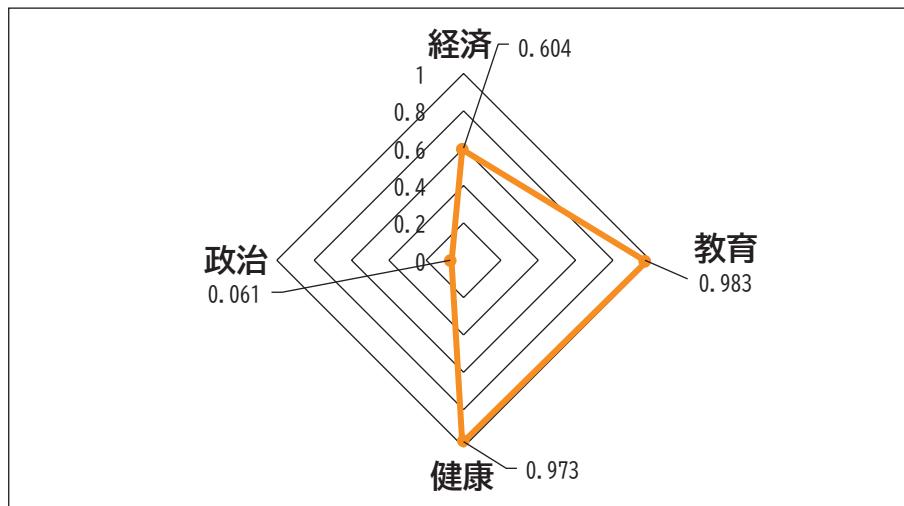
順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.892	23	英国	0.775
2	フィンランド	0.861	24	カナダ	0.772
3	ノルウェー	0.849	29	デンマーク	0.768
4	ニュージーランド	0.840	30	米国	0.763
5	スウェーデン	0.823	31	オランダ	0.762
6	ナミビア	0.809	34	メキシコ	0.757
7	ルワンダ	0.805	41	スロベニア	0.741
8	リトアニア	0.804	46	エストニア	0.733
9	アイルランド	0.800	50	オーストラリア	0.731
10	スイス	0.798	55	ルクセンブルグ	0.726
11	ドイツ	0.796	59	コロンビア	0.725
12	ニカラグア	0.796	60	イスラエル	0.724
13	ベルギー	0.789	63	イタリア	0.721
14	スペイン	0.788	70	チリ	0.716
15	コスタリカ	0.786	75	ポーランド	0.713
16	フランス	0.784	77	スロバキア	0.712
17	フィリピン	0.784	78	チェコ	0.711
18	南アフリカ	0.781	98	ギリシャ	0.689
19	セルビア	0.780	99	ハンガリー	0.688
20	ラトビア	0.778	102	韓国	0.687
21	オーストリア	0.777	120	日本	0.656
22	ポルトガル	0.775	133	トルコ	0.638

（備考）1. データは世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2021」から引用。

2. 上位20か国及びOECD加盟国（37か国）を抽出。

出典：令和3年版男女共同参画白書（内閣府）

## 【日本のジェンダー・ギャップ指数【令和3（2021）年】】





## 課題（中項目）1－1

### 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進

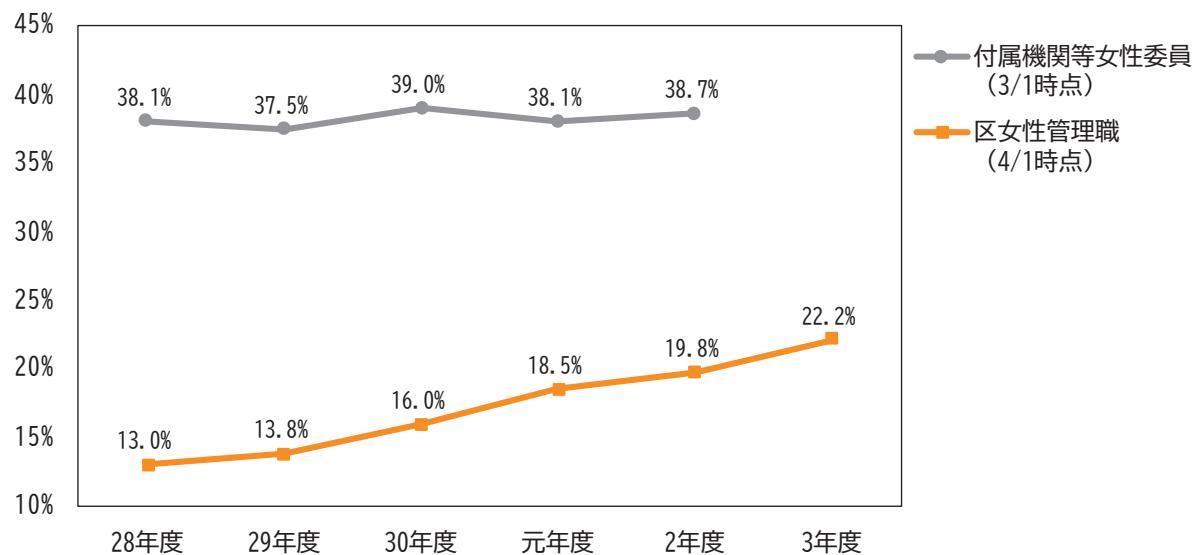
組織やコミュニティにおける意思決定過程に男女が均等に参画することは、男女が平等に共同参画する社会づくりの根幹を形成する要素であり、全ての取組の中でも特に重要です。

区では、前計画において、区が設置する付属機関や私的諮問機関の女性委員の割合を50%にすることを目標にしていましたが、令和3（2021）年3月1日時点で38.7%であり、前計画期間中はわずかな上昇にとどまりました。一方で、区の女性管理職の割合は上昇を続けており、令和3（2021）年4月には20%を超えるました。

政策形成及び意思決定過程における女性の参画拡大は、地道な取組の積み重ねで少しづつ前進してきました。本計画においても、この取組を継続させ、区の付属機関等の女性委員割合が目標の50%に近付くように、各種取組を推進します。

また、政府は、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度になるよう目指して取り組んでいます。区においても、引き続き、女性職員の意識啓発や人材育成に取り組み、女性管理職の割合の更なる向上を目指します。

#### 【付属機関等の委員と区の管理職における女性割合の推移】



#### 課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
区が設置する付属機関や私的諮問機関の女性委員の割合	38.7% (令和3(2021)年3月)	50%



## 施策の方向（小項目）①審議会等への女性の参画拡大

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
1	審議会などへの女性の積極的登用	女性委員50%の目標に向けて取組を進めるため、「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」を活用します。また所管課に女性委員の積極的な選出を依頼し、改選結果の報告を求めてることで、女性の登用を促進します。	政策企画課 人権政策課 関係各課	継続
2	女性の人材活用	「男女共同参画人材情報データベース」（国立女性教育会館）や「はばたく女性人材バンク」（内閣府）などについて各課に周知し、女性の人材活用を進めます。	人権政策課	継続

## 施策の方向（小項目）②女性職員のエンパワーメント支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
3	女性職員に対する係長職昇任能力実証・管理職選考の受験促進	政策決定や組織運営の場に男女が参画できるよう、係長職昇任能力実証・管理職選考について、女性職員に積極的な受験を促します。	全課 (人事課)	継続
4	キャリア形成のための支援	全ての年代・性別・職層において、自身のキャリアビジョンを計画的に描けるように、昇任意欲醸成につながる研修のほか、年齢や職層にあったキャリア形成支援研修を実施します。	人事課	継続
5	女性管理職を増やすための仕組みづくり	区の特定事業主行動計画の内容を踏まえて、女性管理職を増やす仕組みづくりやキャリア形成支援を検討、実施します。	人事課	継続

## 施策の方向（小項目）③区職員の男女平等・共同参画意識の啓発と職場づくり

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
6	職員配置や職務分担における男女構成の適正化推進	職務実態を踏まえて、性別に偏らない職員配置や職務分担を推進します。	全課 (人事課)	継続
7	情報提供と取組促進に向けた啓発	男女平等・共同参画審議会からの答申内容や、東京都・国からの連絡等、区職員の男女平等・共同参画意識を啓発するため、必要な情報提供を行います。	人権政策課	継続
8	男女平等・共同参画のための研修や職場づくり	区職員の男女平等・共同参画意識を醸成するとともに、女性職員が果敢にチャレンジできるよう、研修や職場づくりに向けた取組を行います。	人事課	継続



## 課題（中項目）1－2

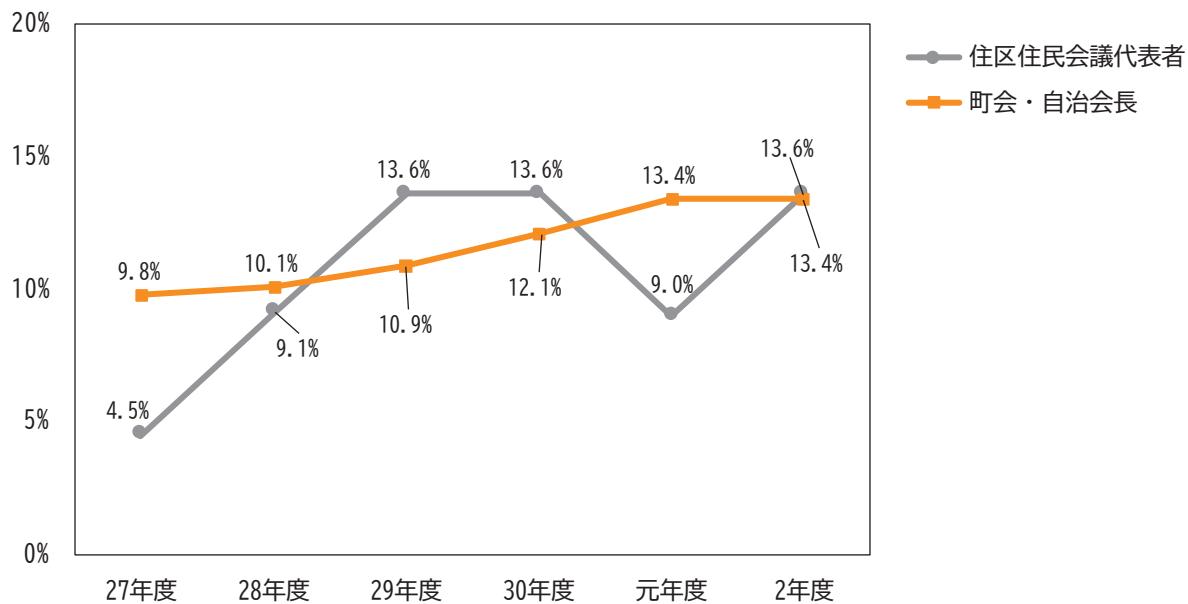
### 地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進

地域社会は誰もが身近な場所にあり、日常生活と切り離すことのできないものです。地域の課題やニーズに対応するには、その地域で生活している様々な人の視点を取り入れることが欠かせません。一方で、地域活動では、担い手の確保や高齢化が課題になっています。このようなことから、地域活動においても、性別や年齢等に偏りがなく、多様な人材による活動が必要です。しかし、地域活動の代表者に占める女性の割合を見ると、上昇傾向にはあるものの、現状では代表者の多くは男性が担っています。令和3（2021）年度に区が実施した「男女平等・共同参画に関する区民意識調査」においても、地域の活動や行事で女性に対する差別があるという意識が表れる結果となっています。

これらの状況を改善し、地域活動に多様な意見を反映させるため、仕事をしていても参加しやすい曜日や時間帯に講座を開催することなどを通じて、広く地域活動についての意識啓発や参加促進に取り組みます。

また、男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援を通じて、草の根からの活動による発信を強化し、区民意識への浸透を図ります。

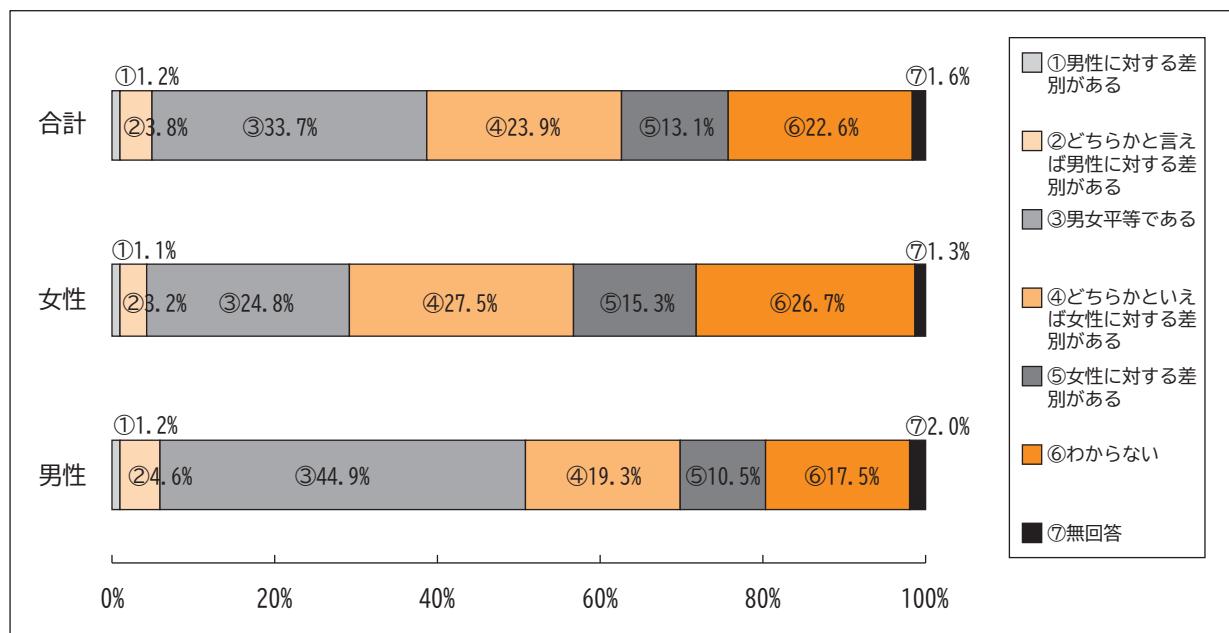
#### 【地域活動代表者の女性割合の推移】



男女平等・共同参画に関する事業実績調査（目黒区）



## 【地域の活動や行事での男女平等意識】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

### 課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
地域の活動や行事での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	33.7%	50%以上

### 施策の方向（小項目）① 地域活動における男女平等・共同参画の促進

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
9	働く男女が参加しやすい講座等の開催	各種講座の開催曜日・時間帯に配慮し、動画配信等により開催方法を工夫するなど、仕事をしても参加しやすい講座運営を行います。	人権政策課 産業経済・消費生活課 スポーツ振興課 保健予防課 碑文谷保健センター 生涯学習課 関係各課	継続
10	団体に対する男女平等・共同参画の意識啓発	男女が均等に地域活動に参加・参画し、共に活動を担うための啓発を行います。	地域振興課 スポーツ振興課 関係各課	継続

### 施策の方向（小項目）②男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
11	リーダーの育成支援	地域における女性リーダーを育成するため、女性団体が実施する研修を支援します。	人権政策課	継続



12	講師派遣等支援事業の実施	区民活動を支援するため、社会教育関係団体への講師派遣事業を行います。	生涯学習課	継続
----	--------------	------------------------------------	-------	----

## 課題（中項目）1－3

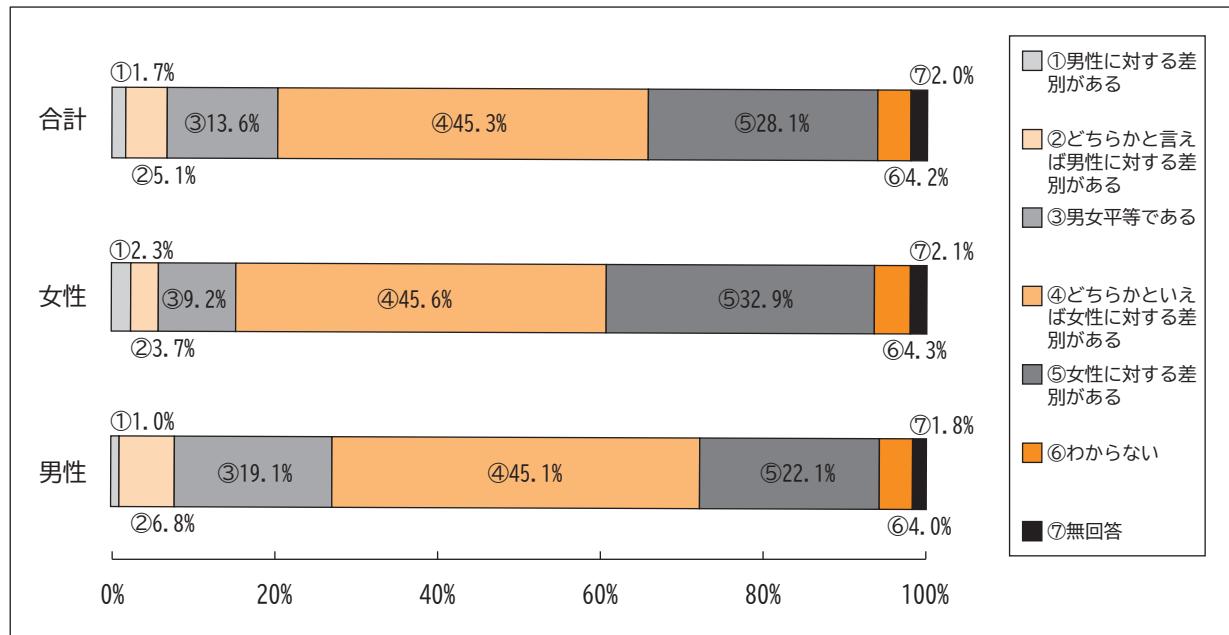
### 働く場における男女平等・共同参画の促進

働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、個人の自己実現につながることはもとより、新たな視点が加わることによる活動の多様化により革新が生まれる可能性が高まり、社会経済の発展にとっても重要なことです。働く場において男女の均等な機会及び待遇を確保することは、働きたい人が性別に関わりなく活躍できる社会の前提になることであり、推進する必要があります。

令和3（2021）年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査では、労働・雇用・職場における男女平等意識を尋ねる質問に対し、7割以上の区民が「女性に対する差別がある」又は「どちらかといえば女性に対する差別がある」と回答しています。

この状況を改善するため、男女の待遇が平等になるよう事業者に働きかけていくとともに、女性の起業、就労、人材育成及びエンパワーメントに資する取組を行います。

#### 【労働・雇用・職場における男女平等意識】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

#### 課題別の指標（再掲）

指標	現状値	目標値
労働・雇用・職場での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	13.6%	25%以上



## 施策の方向（小項目）①事業者に対する女性の活躍推進への働きかけ

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
13	事業者への啓発	事業者に対し、パンフレットやインターネット等の各種媒体を通じて情報提供するとともに、取組事例の紹介や講座開催により理解促進を図ります。	人権政策課 産業経済・消費生活課	継続

## 施策の方向（小項目）②女性の起業支援や就労支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
14	女性の起業、就労、人材育成及びエンパワーメントに資する講座等の実施	区民・事業者に対して、女性の参画意識の醸成、参画促進及び多様な働き方を支援するため、講座の開催等による啓発事業を行います。	人権政策課 産業経済・消費生活課 生涯学習課	継続
15	起業に関する相談事業の実施	起業に関する相談を行います。	産業経済・消費生活課	継続
16	各種融資事業の実施	中小企業経営及び創業支援として中小企業資金等の融資・あっせんを行います。	産業経済・消費生活課	継続
17	各種貸付事業の実施	社会福祉協議会を通じて、必要な世帯に対し、生活の安定と経済的自立に向けて、目的に応じた資金貸付を行います。	健康福祉計画課	継続
18	就労相談事業の実施	ワークサポートめぐろにおいて、就労相談事業を実施します。 また、高齢者向けに内職の相談とあっせんを行います。	産業経済・消費生活課 高齢福祉課	継続

## 課題（中項目）1－4

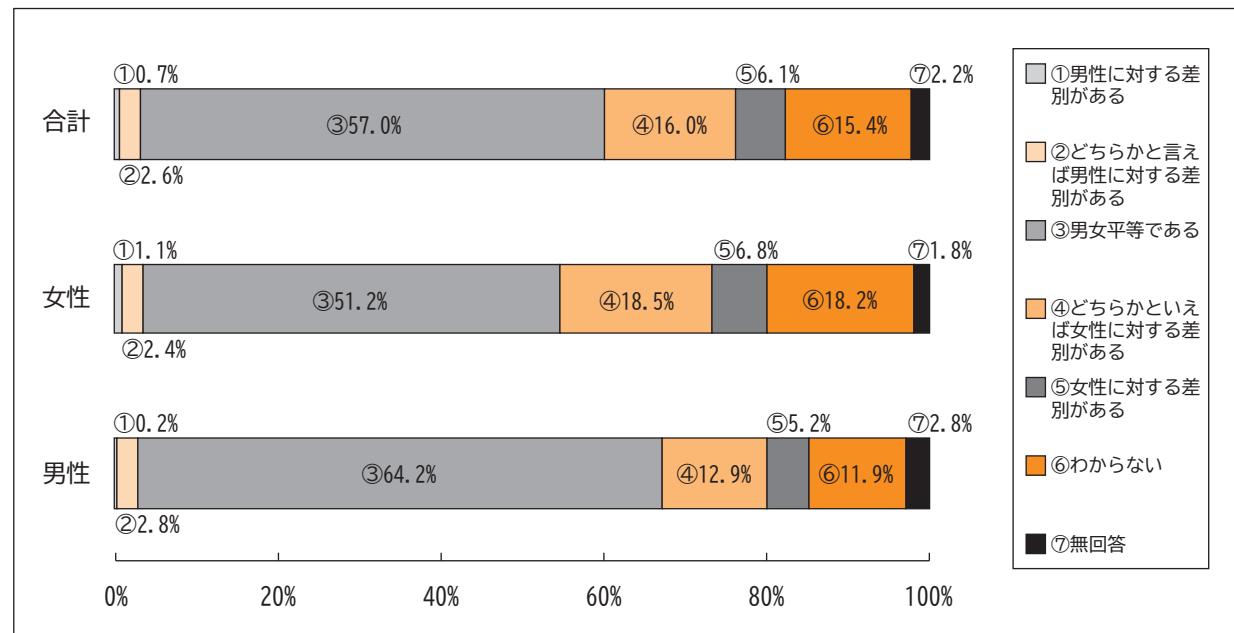
### 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、幼少の頃から長年にわたり形成されていきます。そのため、大人の意識改革と併せて、子どもへの教育において固定的な性別役割分担意識を持たせない取組が必要です。加えて、それぞれの取組をするに当たっては、将来を見据え、子どもの最善の利益に配慮して取り組むことが重要です。

子どもが性別により将来の可能性を制限されることがないよう、生涯学習の場を通じて大人も含めた意識啓発や情報発信を行うとともに、学校や幼稚園等においては、男女平等・共同参画の視点を持った教育に取り組みます。



## 【学校教育における男女平等意識】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

## 課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
学校教育での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	57.0%	80%以上

## 施策の方向（小項目）① 生涯学習を通じた男女平等・共同参画の意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
19	男女平等教育推進のための情報提供	各種たよりの発行や進路指導などに活用するための啓発資料の作成・配布により、情報提供を行います。	教育指導課	継続
20	保育事業における男女平等・共同参画の取組の実施	区立保育園や学童保育クラブにおいて、男女平等・共同参画の視点を持った保育の充実に努めます。	子育て支援課 保育課	継続
21	学習情報の提供	男女平等・共同参画の視点に立った学習情報の提供を行います。	生涯学習課	継続
22	社会教育講座を通じた意識の醸成	社会教育講座を通じて、男女平等・共同参画の意識の醸成を図ります。	生涯学習課	継続
23	参加型の啓発の実施	男女平等・共同参画の理解を促進するため、参加型の啓発事業を実施します。	人権政策課	継続



## 施策の方向（小項目）②教育の場での男女平等・共同参画の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
24	男女混合名簿の使用	出席簿において男女に順序を付けるような取扱いをしないため、男女混合名簿の使用を継続します。	教育指導課	継続
25	教員に対する男女平等研修の実施	学校における男女平等教育の推進を図るため、研修を実施します。	教育指導課	継続
26	男女平等教育に関する研究の促進	男女平等教育をはじめとした人権教育についての研究を促進します。	教育指導課	継続
27	児童・生徒に対する男女平等・共同参画の意識啓発	教育を通じて、児童・生徒の男女平等・共同参画の意識を醸成します。	教育指導課	継続
28	女性教員の管理職試験の受験促進	女性教員の管理職試験の受験を促進します。	教育指導課	継続

### 課題（中項目）1－5

#### 防災における男女平等・共同参画の推進

大規模災害の発生による被害は、被害を受けた人の状態や環境等により、その程度が大きく異なります。性別等によっても影響の大きさや必要な配慮に違いが生じると考えられ、女性やLGBTには、より多くの配慮が求められます。

また、その一方で、災害自体の規模だけではなく、社会における災害時の対応力によっても、被害の程度が大きく変わると考えられています。そして、社会における災害時の対応力は、平常時からの備えにより、向上させることができます。したがって、防災・減災、災害に強い社会の構築には、性別をはじめとした性の在り方によって生じる災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応をできるようにすることも必要です。

しかしながら、令和3（2021）年3月1日時点での区の防災会議における女性委員割合は20%を下回っているなど、防災の取組が男性を中心に進められていることは否定できません。

区は、災害時において、災害現場の管理を行う大変重要な立場にあります。そのため、平常時からより多くの視点を取り入れて防災施策を強化するとともに、防災活動においても男女平等・共同参画を推進します。また、新型コロナウィルス感染症の拡大により、区は、避難所運営等における感染症対策の取組を進めていますが、このような取組にも、男女平等・共同参画の視点を取り入れて推進していきます。



## 課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
防災活動での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	－	50%以上

## 施策の方向（小項目）①女性の視点を取り入れた防災施策の強化

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
29	防災会議における女性構成委員の充実	防災会議の女性構成員を増やし、女性の視点を取り入れた防災施策を充実します。	危機管理課	新規
30	女性の視点を取り入れた防災備蓄品の整備	様々なニーズを防災備蓄品に反映させるため、女性の視点を取り入れた防災備蓄品の整備を行います。	防災課	新規

## 施策の方向（小項目）②防災活動における男女平等・共同参画の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
31	避難所運営協議会への女性の参画	避難所運営に女性のニーズをより反映させるため、避難所運営協議会への女性の参画を促進します。	防災課	新規
32	地域防災訓練への女性の参画	災害時に女性が自ら状況を判断して動ける力を身に付けられるようにするため、地域防災訓練への女性参加者を増やす取組を行います。	防災課	新規
33	女性防災リーダーの育成	防災知識の普及や災害時の対応等に幅広く女性の視点を反映させるため、女性防災リーダーの育成に取り組みます。	防災課	新規



## 目標（大項目）2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

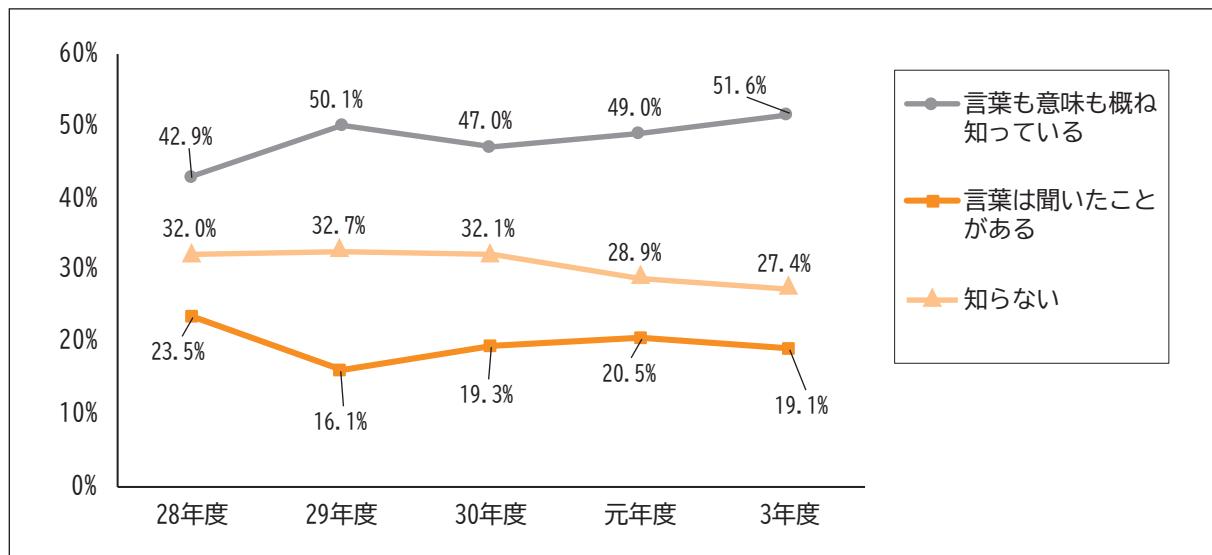
就業は、生活の経済的な基盤であり、自立した生活を行うためには欠かすことのできないものです。さらに、就業は自身の自己実現にもつながるため、働くことについて考えることは、人生の在り方そのものに大きな影響を与える重要なことです。同時に、個人の健康が保持されつつ、家事・子育て・介護や、自己啓発、地域活動への参加、家族・友人等との充実した時間を過ごすことなど、仕事以外の生活が適切な負担の下で成り立つことは、仕事を含めた全ての生活の礎になるものです。

そのため、個人が充実した人生を歩むには、働きながらも生活がおろそかにならないよう、それぞれの状況に合わせて仕事と生活を調和（ワーク・ライフ・バランス）させる必要があります。

区民意識調査においても、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度は上昇しており、その考え方が一定程度浸透していることが分かります。個人の事情に応じて多様な働き方を選択することができ、一人一人がより良い将来の展望を持てるようになる「働き方改革」の考え方もワーク・ライフ・バランスと密接に関わっています。新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、オンラインを活用した仕事の進め方やテレワークの導入が進むなど、働き方の見直しは、ワーク・ライフ・バランスの推進の新たな突破口になる可能性を秘めています。

区民のワーク・ライフ・バランスが実現されることは、地域活動の活性化などを通じて地域の活力を高めることにつながり、豊かで活力ある地域社会の形成にとって重要な要素であると言えます。区は、全ての人がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、意識啓発や支援などを行います。

### 【ワーク・ライフ・バランスの認知度】



目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査  
(新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は中止。)



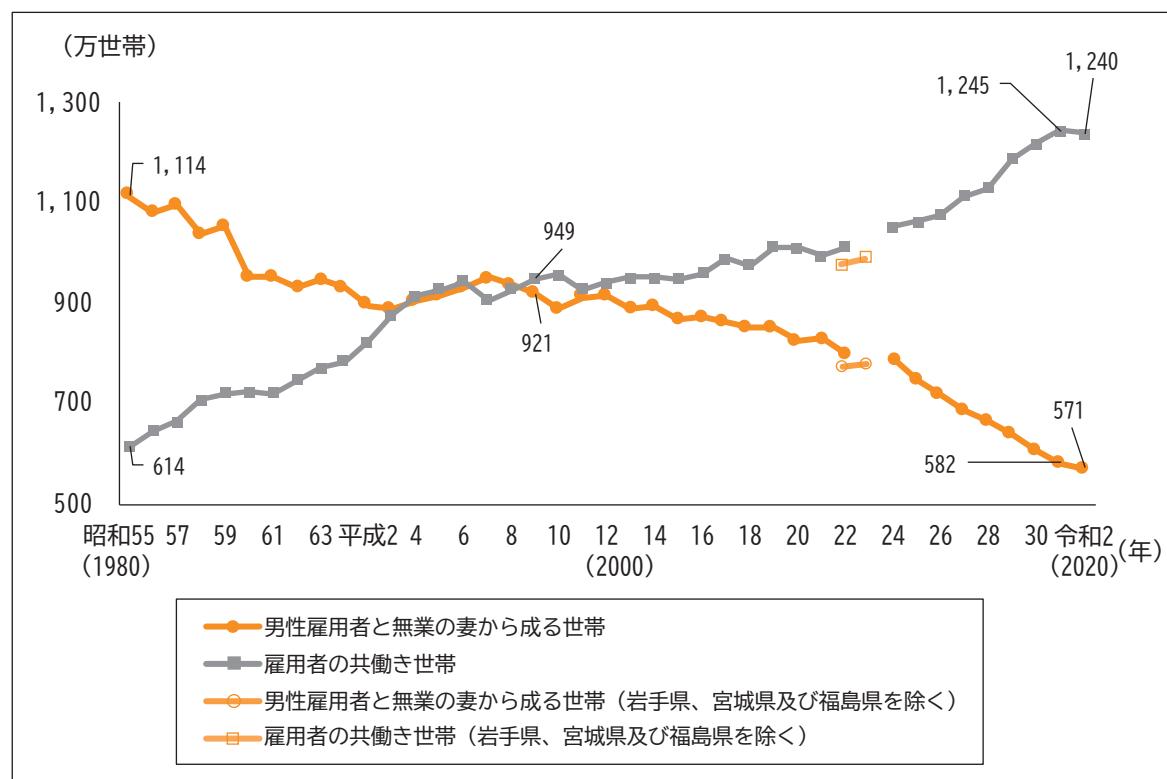
## 課題（中項目）2-1

### 仕事と生活の両立支援

政府が発行する令和3（2021）年版男女共同参画白書によれば、共働き世帯は全国でほぼ一貫して増加を続けており、男性のみが働く世帯は減少し続けています。結婚・出産期に当たる年代の女性の労働率が低下する、いわゆるM字カーブ問題についても、事業者等の取組や保育の受け皿の整備、両立支援等、官民の取組により解消に向かっています。

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性や能力を様々な分野で發揮し、仕事と生活を調和させた豊かな生活を営むためには、男性が家庭で自立し、パートナー同士が共に家事・育児・介護を分かち合う環境づくりと、多様な働き方を可能にする職場体制の整備が不可欠です。仕事と生活の両立支援という課題の解決に当たり、ここでは主に事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を促進するため、効果的な取組についての情報収集や事業者向けの啓発事業、具体的な取組に対する支援を行うとともに、個人に対する働き方の見直しについての啓発や支援に取り組みます。

#### 【共働き等世帯数の推移（全国）】

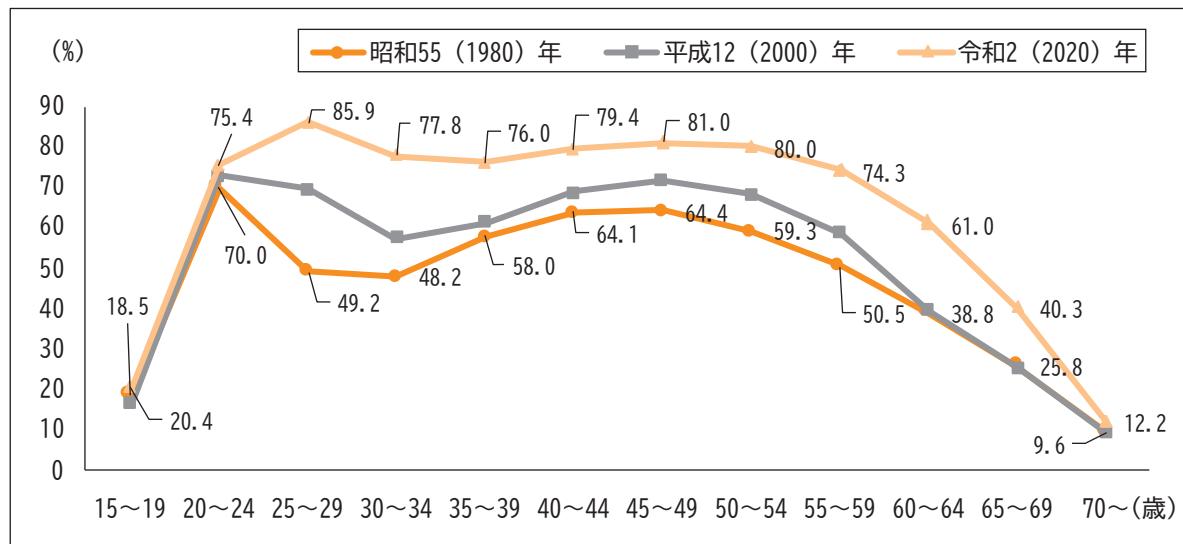


- （備考）1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）の世帯。
4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

出典：令和3年版男女共同参画白書（内閣府）



## 【女性の年齢階級別労働率の推移】



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

2. 労働力率は、「労働力人口（就業者+完全失業者）」／「15歳以上人口」×100。

出典：令和3年版男女共同参画白書（内閣府）

## 課題別の指標（再掲）

指標	現状値	目標値
自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合	—	50%以上

## 施策の方向（小項目）①事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
34	事業者における取組の情報収集	事業者のワーク・ライフ・バランスの取組に関する情報を収集します。	人権政策課	継続
35	事業者向け啓発事業の実施	事業者に対し、各種媒体を通じてワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	人権政策課	継続
36	事業者支援事業の実施	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて事業者が実施する内部研修等の取組を支援し、促進します。	人権政策課	継続

## 施策の方向（小項目）②多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
37	仕事と生活を両立させる働き方についての意識啓発と支援	仕事と生活を両立させるため、従来の働き方を改革する意識の啓発や情報提供を行うなど、より良い働き方をするための支援を行います。	人権政策課 産業経済・消費生活課	継続
38	区職員のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組	区職員のワーク・ライフ・バランス推進に向けて、多様で柔軟な働き方の検討や従来の働き方の見直しに取り組みます。	人事課	新規



39	区職員が子育てや介護を担いながら働くための支援	子育てや介護を担いながら働く職員を支援するため、職場全体でサポートする意識の醸成や休暇制度の利用促進に取り組みます。	全課 (人事課)	継続
----	-------------------------	--	-------------	----

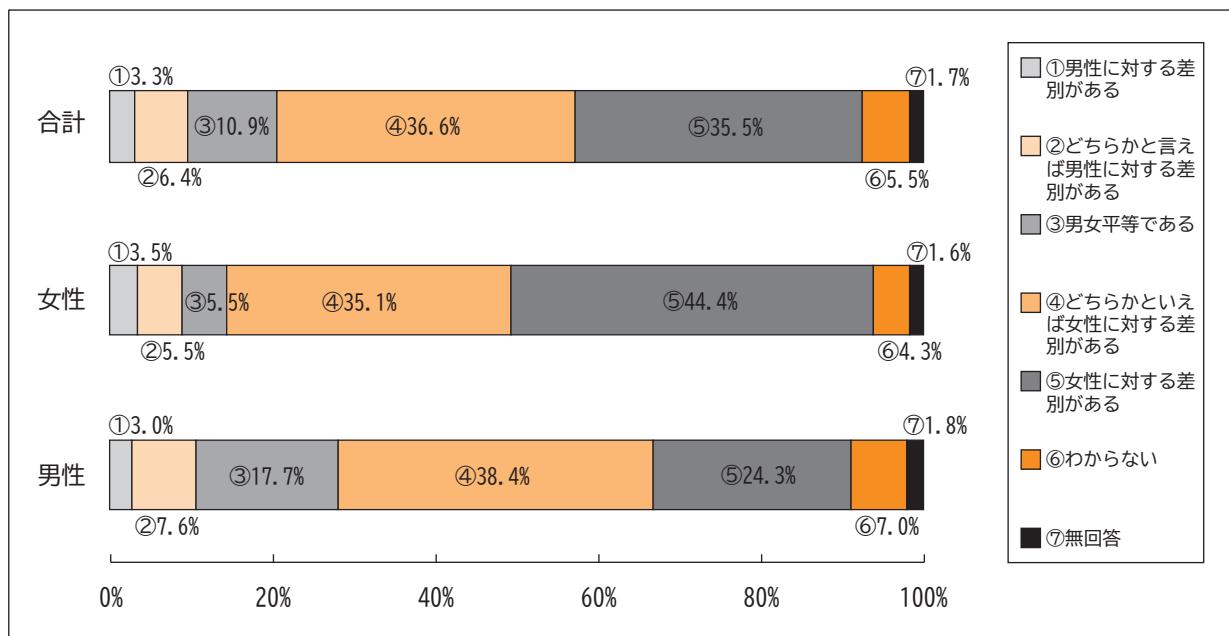
## 課題（中項目）2-2

### 男性の家事・育児・介護への参加促進

全ての働きたい人が、家事や子育て、介護などの家庭生活と仕事を調和させ、働くことをやめる必要がないようにするために、家庭生活における負担をパートナー間で分かち合い、一方に偏らないようにすることが重要です。しかしながら、令和3（2021）年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査では、72.1%が「女性に対する差別がある」又は「どちらかといえば女性に差別がある」と回答し、共働き世帯における家事の分担については、「主に妻が行っている」又は「主に妻で、夫が一部負担している」の回答が68.1%を占めていることから、依然として、主に女性が家事を担っている状況です。

働きたいと思う女性が家事・育児・介護等の負担により働くことができない状況を変えるためには、男性が女性と同様に家事・育児・介護等を負担し、女性の負担を少なくする必要があります。そのため、男性の家事・育児・介護への参加促進を課題として定め、男性に対する意識啓発や、男性が負担を受けられるようにするための知識・技術の習得に向けた支援を行います。

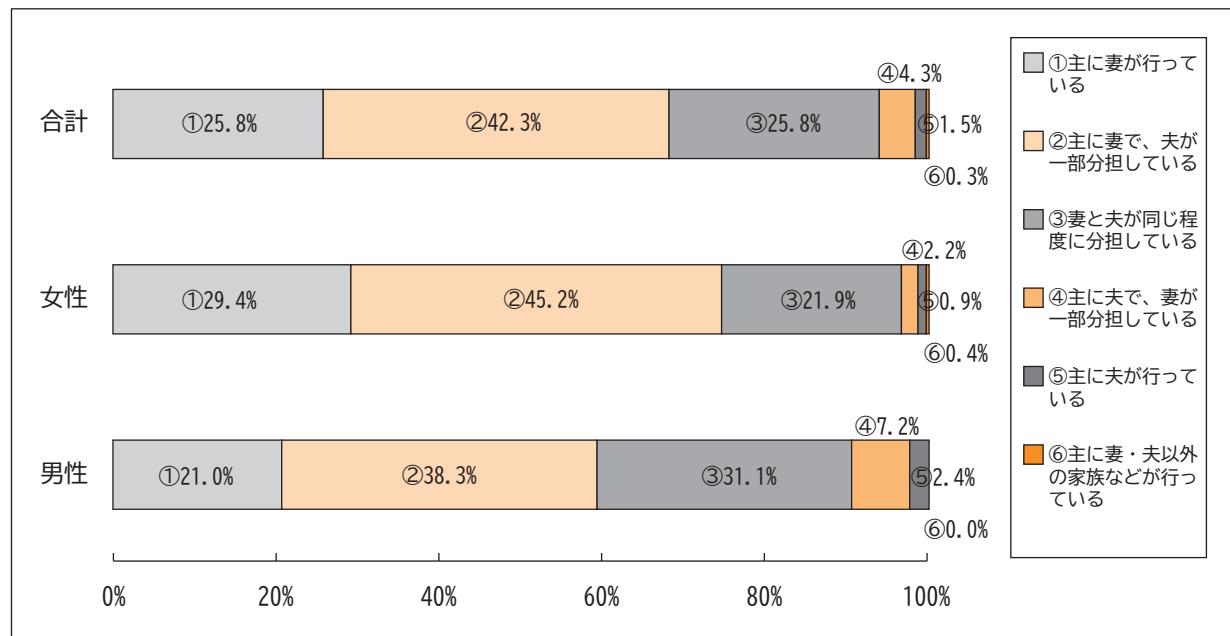
#### 【家庭生活（家事・育児・介護）における平等意識】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）



## 【家庭での炊事・洗濯・掃除などの家事分担をどのようにしているか】（共働き家庭のみ）



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

### 課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	10.9%	20%以上
共働き家庭での家事分担 「主に妻が行っている」人の割合	25.8%	15%以下

### 施策の方向（小項目）①男性が家事、育児、介護に参加するための意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
40	男性の参画促進に向けた意識啓発	家事や子育て、介護に男性の参画を促進するための啓発を行います。	人権政策課	継続

### 施策の方向（小項目）②男性が家事、育児、介護を積極的に担うための支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
41	家事、育児、介護に関する知識・技術を習得する機会の提供	料理教室や家事講座、消費生活講座、育児教室、家族介護教室など、男性が参加しやすく、家庭において家事・育児・介護を担うために必要な基礎的知識や技術を習得できる講座を開催します。	人権政策課 産業経済・消費生活課 保健予防課 碑文谷保健センター 福祉総合課 生涯学習課	継続



## 課題（中項目）2-3

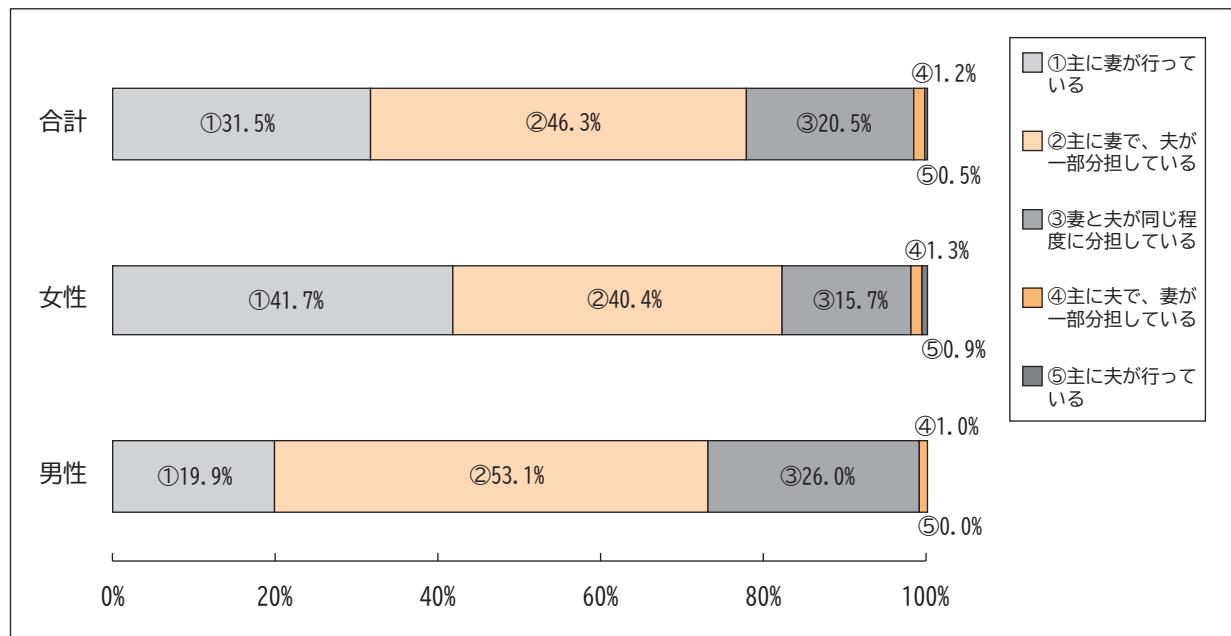
### 子育て支援の充実

子育ては、家庭生活に楽しみや活力を与える一方、その負担は小さくありません。特に、子どもの出生から小学校入学前までの育児期における負担は大きく、働く意欲のあるパートナーの一方にその負担が偏ることは、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて解消していかなければならぬ問題です。

令和3（2021）年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査では、育児が必要な子どもがいる回答者のうち、77.8%が育児を「主に妻が行っている」又は「主に妻で、夫が一部分担している」と回答しています。6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間の推移「令和3年版男女共同参画白書」（内閣府）を見ても、男性が家事・育児にかける時間は増えているものの、女性が家事・育児にかける時間は男性の3倍以上に上り、家事や子育ての負担が女性に偏っている状況は続いています。そして、仕事と子育ての全てを抱えるひとり親については、その負担は更に大きくなります。

働きたい人が仕事と子育てを両立できるようにするため、この項目では、子育て支援の充実を通じて働きたい人の育児負担を軽減し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。施策の方向としては、多様な保育サービスの提供や、ひとり親家庭に対する各種支援、地域コミュニティを活用した地域ぐるみの支援を行い、子育て支援の充実に取り組みます。

#### 【家庭での育児の分担をどのようにしているか】

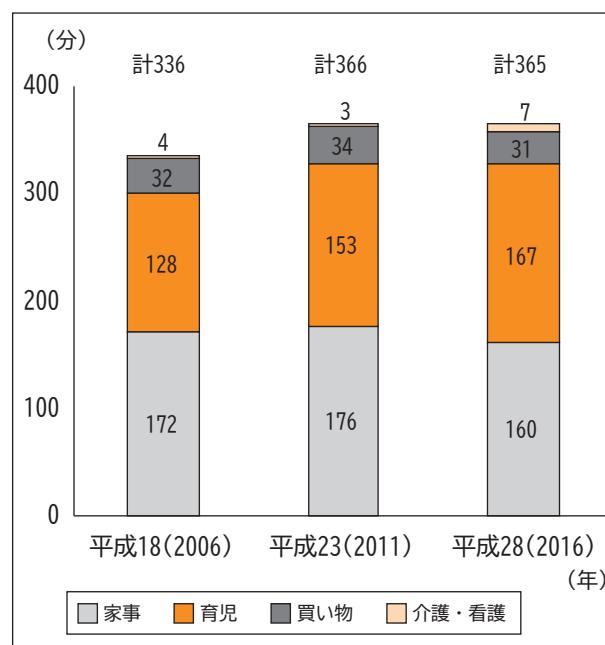


令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

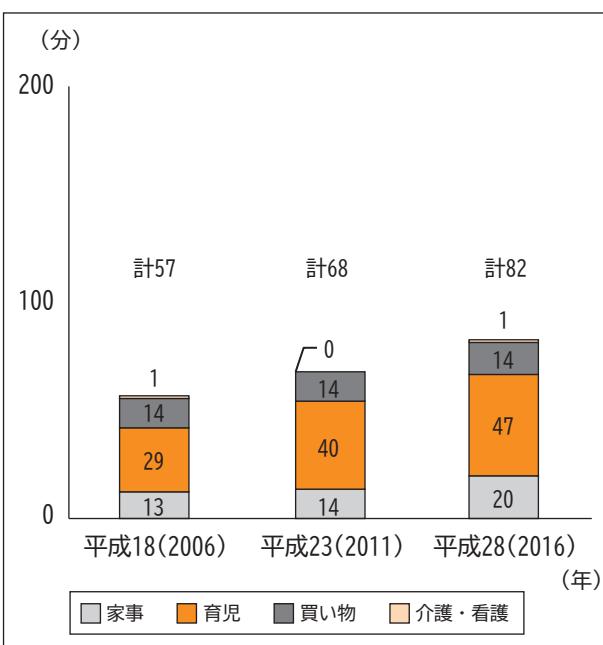


## 【6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間の推移】

<共働き世帯の妻>



<共働き世帯の夫>



(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。

2. 家事・育児関連時間は「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計（週全体平均）。

出典：令和3年版男女共同参画白書（内閣府）

### 課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	10.9%	20%以上

### 施策の方向（小項目）①多様な子育てサービスの充実

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
42	保育所機能の充実	認可保育所の整備や地域型保育事業の実施を通じて、多様な保育ニーズに応えるとともに、子育て相談など地域の子育て支援事業を含め、保育所機能の充実を図ります。	保育課	継続
43	緊急一時保育の実施	家族の入院により保育者がいないなど、一時的に保育を必要とする場合に、保育所で就学前の子どもの保育を行います。	保育課	継続
44	学童保育クラブの充実	新規整備により定員数を確保するとともに、運営事業者への指導等を通じて保育の質を確保し、学童保育クラブの充実を図ります。	子育て支援課	継続
45	育児支援サービス事業の実施	シルバー人材センターにおいて、高齢者の知識と経験を活用し、育児サービスを必要とする家庭への支援を行います。	高齢福祉課	継続



46	ファミリー・サポート・センター事業の実施	ファミリー・サポート・センターのあっせんで、子育て家庭への支援を行います。	子育て支援課	継続
47	子どもショートステイ事業の実施	保護者が、病気・出産・看護・仕事などで育児に当たれないとき、区内の施設で短期間養育します。	子ども家庭支援センター	継続

### 施策の方向（小項目）②ひとり親家庭に対する支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
48	自立支援の充実	ひとり親家庭に対する相談の実施や、資金貸付、手当・給付金の支給などを通じて、自立支援の充実に取り組みます。	子育て支援課 子ども家庭支援センター	継続
49	日常生活支援の充実	ひとり親家庭の日常生活を支援するため、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業を実施します。	子ども家庭支援センター	継続
50	居住支援事業の実施	ひとり親家庭を対象に、民間賃貸住宅のあっせんや家賃助成事業を行います。	住宅課	継続

### 施策の方向（小項目）③地域ぐるみの子育て支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
51	自主保育グループへの支援	地域で子育てをしている自主保育グループの活動内容等に関する情報発信や、活動の場の提供や助言などを通じて、自主保育グループの支援を行います。	子育て支援課	継続
52	ネットワークづくりの支援	育児学級やはじめての子育ての集いなどの開催を通じて、子育て期にある親達の交流などのネットワークづくりを支援します。	保健予防課 碑文谷保健センター	継続
53	子育て世代包括支援センター事業の実施	妊娠面接（ゆりかご・めぐろ）や産後ケア事業等の実施など、妊娠期から出産、子育て期にわたり、関係機関が連携して切れ目のない支援を行います。	保健予防課 碑文谷保健センター 子育て支援課	新規
54	子育てに関する相談・支援の実施	子どもや子育てに関する相談や、保育所や児童館等で実施する子育て講座への講師派遣など、地域の子どもと家庭に関する総合的な支援を行います。	子育て支援課 子ども家庭支援センター	継続
55	地域教育懇談会への支援	学校、家庭、地域の関係者が話し合う場としての地域教育懇談会の活動に対し、代表者会の開催や情報提供、活動経費の一部負担などの支援を行います。	生涯学習課	継続
56	子育てふれあいひろば事業の実施	「ほ・ねっと ひろば」や児童館、保育所における遊び場の提供を通じて、子育てに関する相談や情報提供、サークル等の支援を行います。	子育て支援課 保育課	継続



57	子育て情報の提供	子育て情報ポータルサイトや子育てアプリの運営に区民の視点を取り入れ、「めぐろ子育てホツ」とブックの発行などと併せて子育て情報を提供します。	子育て支援課	継続
----	----------	---	--------	----

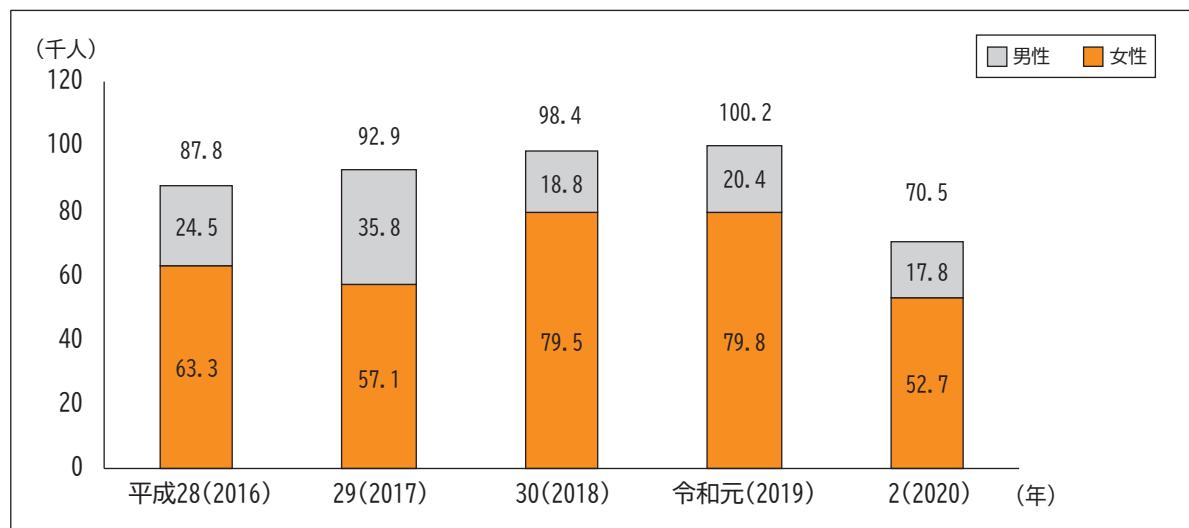
## ○課題（中項目）2-4

### 介護支援の充実

厚生労働省の雇用動向調査によれば、介護・看護のために離職した人は、令和2（2020）年に約7万人おり、その約75%が女性です。家庭での介護の分担については、区が実施した令和3（2021）年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査において、「主に妻が行っている」又は「主に妻で、夫が一部分担している」と回答した人が59.1%に上る一方、「主に夫が行っている」又は「主に夫で、妻が一部分担している」と回答した人の割合は8.5%にとどまり、介護を主に女性が担っている状況は続いています。また、ヤングケアラー<sup>1</sup>については、介護のために学業に遅れが生じたり、進学や就職を諦めたりするケースもあり、その負担と影響は更に大きいものになっています。

働きたい人が介護を理由に離職することや、仕事を始めることをためらうことなく、ワーク・ライフ・バランスを実現できるようにするために、介護者の心身の負担を減らすことが必要です。そのため、本計画では、高齢者や障害者の自立支援や社会参加を促進するとともに、家族介護者同士の交流など、地域で介護者を支える取組を進めることで、介護者に対する支援を充実していきます。

#### 【介護・看護を理由とした離職者数の推移】

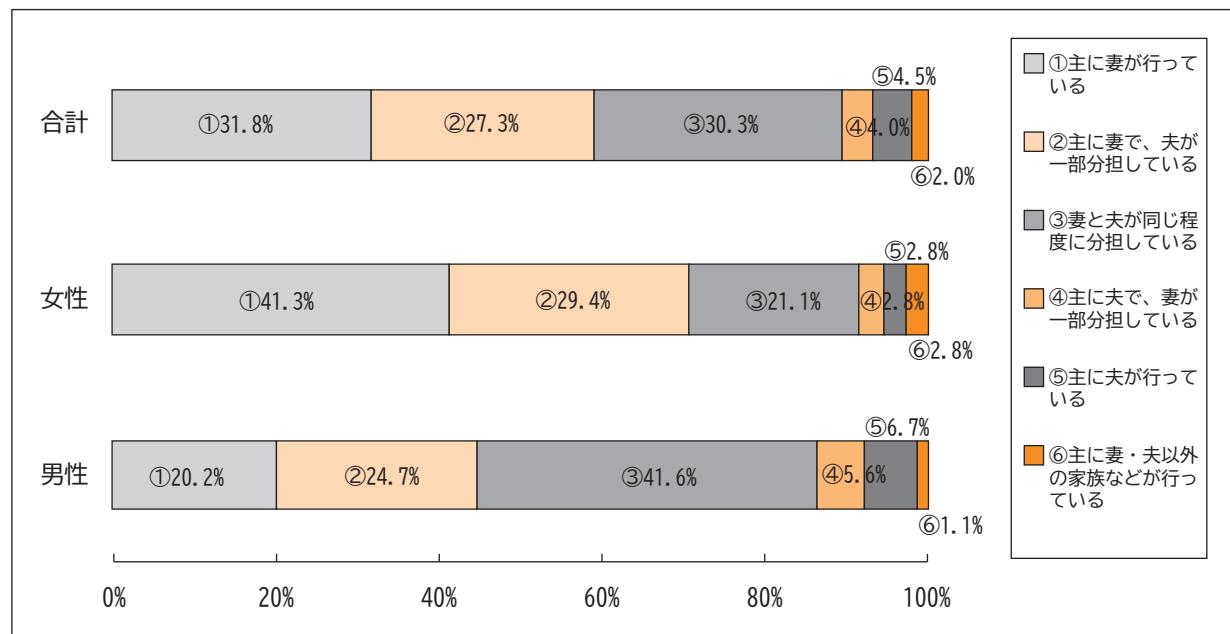


出典：厚生労働省「雇用動向調査」

1 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子どものこと。



## 【家庭での介護の分担をどのようにしているか】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

### 課題別の指標（再掲）

指標	現状値	目標値
家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	10.9%	20%以上

### 施策の方向（小項目）①高齢者や障害者の自立支援と社会参加の促進

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
58	各種相談事業の充実と連携	高齢者に関わる各種相談事業を充実させるとともに、相談機関の連携を図ります。	福祉総合課 高齢福祉課 生活福祉課	継続
59	権利擁護センター事業の実施	権利擁護センターめぐろにおいて、高齢や障害などにより判断能力が不十分な方の財産・金銭管理・契約行為などについての相談事業、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用支援事業、苦情調整事業を実施します。	健康福祉計画課	継続
60	居住支援事業の実施	高齢者世帯や障害者世帯に対し、民間賃貸住宅の情報提供や家賃助成等の支援を行います。	福祉総合課 住宅課	継続
61	高齢者福祉住宅の提供	住宅に困窮する高齢者が自立して地域で生活できるよう、高齢者福祉住宅を提供します。	高齢福祉課	継続



62	住宅改修給付事業の実施	高齢者の自立生活を支援するため、住宅改修給付事業を行います。	高齢福祉課	継続
63	生きがい支援事業の実施	老人いこいの家や高齢者センター事業、老人クラブへの支援を通じて、高齢者のいきがいづくりを支援します。	高齢福祉課	継続
64	就労支援事業の実施	就労意欲のある高齢者や障害者が就労できるようにするための支援を行います。	高齢福祉課 障害施策推進課	継続
65	自立訓練事業の実施	障害者が自立した生活を送ることができるようになるための機能訓練や生活訓練を行います。	障害者支援課	新規

### 施策の方向（小項目）②地域における包括的な介護支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
66	介護に関する相談事業の充実と情報提供	介護に関する相談を行うとともに、情報の提供を行います。	福祉総合課 高齢福祉課 障害施策推進課	継続
67	在宅介護支援事業の充実	在宅支援ヘルパーの派遣、紙おむつの支給、出張理美容サービスの提供などを通じて、高齢者の在宅支援を行います。	高齢福祉課	継続
68	介護施設等の整備	特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホームなどの整備を進めます。	高齢福祉課	継続
69	家族介護者の交流機会の充実	家族介護者が社会から孤立することを防ぐため、介護者同士の交流を深めるとともに、精神的な負担の軽減や介護に関する情報を交換することができる場を提供します。	福祉総合課 障害施策推進課 障害者支援課	新規



## 目標（大項目）3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成

男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会は、全ての人が性別等にとらわれずに自分らしく生きることができます。そのことは、それぞれの違いを個性として認め合うことを通じて人権を尊重することにつながります。長寿化を背景に、日本は人生100年時代に向かう一方、日本の総人口は今後も減少していくことが確実視されており、地域社会における豊かさや活力を持続可能なものにするには、個人が抱える様々な困難等を一つでも多く解消し、全ての人が幸福を感じられるようにすると同時に、社会で活躍できるようにすることが重要です。

そのためには、自らの心身の健康を保持するとともに、性別に基づく固定観念（ステレオタイプ）や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、他人を思いやり、求められる配慮や自身にできることを考えながら行動する意識を持つことが必要です。

配偶者等（同性パートナーを含む。）からの暴力や性暴力などの暴力、セクシュアルハラスメントをはじめとしたハラスメント、ストーカー行為などは、犯罪行為を含む重大な人権侵害です。区内においても、少なからずこれらの問題が発生していることから、当該行為の根絶に向けた取組を行うとともに、被害者の心身のケアや自立に向けた支援に取り組みます。

さらに、妊娠・出産など、男性とは異なるライフイベントを経験する可能性がある女性の健康については、年代により大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）<sup>1</sup>の視点を持って取り組み、その考え方についても更に浸透させていく必要があります。新型コロナウイルス感染症の拡大は、健康に深刻な影響を及ぼしており、健康やジェンダーに起因する課題をはじめとした女性が抱える困難等をより顕在化させています。そのため、人生100年時代を見据えた包括的な健康支援を行います。

また、LGBTが抱える困難等については、問題の可視化が進むにつれて、知識の普及や意識の啓発、必要な支援などの取組が不十分であることが分かりました。性的指向や性自認（SOGI）は、自身で選択できるものではなく、生きていく中で変えることができるものでもありません。したがって、性の在り方に起因する困難や生きづらさを抱える人がありのままの自分で生きていくようにするためには、周囲が正しい知識を持つとともに、性的指向や性自認の在り方を尊重する意識を持つことが必要です。本計画では、性の多様性を尊重することを目標の一つとして掲げ、取組を推進していきます。

人権は、人が生きることの全てに関わりますが、本計画では、男女平等・共同参画や性の多様性の尊重という観点から、特に様々な状況において男性よりも弱い立場にある女性やLGBTを支えるという視点で人権を尊重する施策を展開します。なお、障害があることや貧困などの状況に加えて、女性やLGBTであることにより複合的に困難な状況に置かれる場合もあることにも注意が必要です。

1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（Reproductive Health/Rights）

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。



## 課題（中項目）3－1

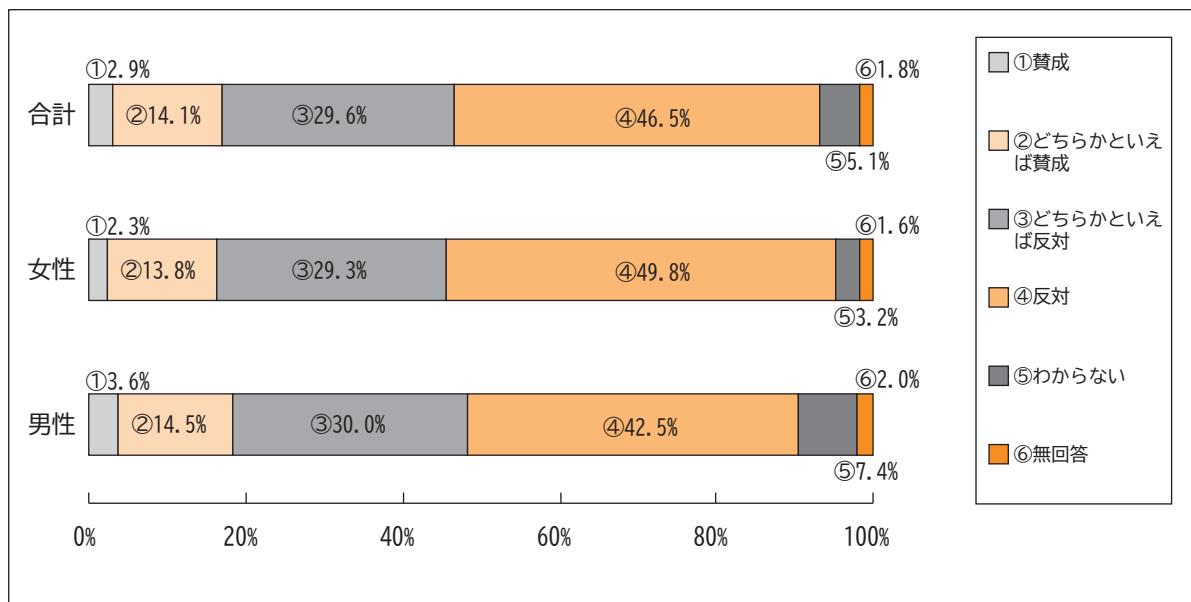
### 性差に関する意識の改革と理解促進

全ての人が性別等により制約を受けることなく生きていけるようにするために、一人一人が固定的な性別役割分担意識や偏見をなくすなど、性差に関する意識を改革し、併せて、互いの心身や考え方について理解し、相手を尊重できるようになることが重要です。

固定的な性別役割分担については、令和3（2021）年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査によれば、76.1%が「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答しており、前回の計画改定時（55.4%）よりも意識においては柔軟性が高まっているという結果になりました。しかし、実際に家事等を行っているのは主に女性であることも同調査の結果には表れています。

性差に関する意識は、幼い頃から時間をかけて形成され、周囲の大人からの刷り込みやメディアを通じて得た情報もその形成に大きな影響を与えていると考えられます。そのため、本計画では、固定的な性別役割分担意識に基づく情報や表現を読み解き、また、自らも表現できるようになるメディア・リテラシー<sup>1</sup>の向上を通じて、意識改革と理解促進を図ります。

#### 【性別による固定的な役割があるという考え方について】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

1 メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の三つを構成要素とする複合的な能力のことです。本計画においては、主に固定的な性別役割分担意識に基づいた映像・表現等や性を商品化した情報を適切に読み解くとともに、適切な表現や情報発信を行う能力をいいます。



## 課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
固定的な性別役割分担意識 「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合	76.1%	90%以上

## 施策の方向（小項目）①固定的な性別役割分担意識に基づく情報・表現を読み解く力の向上

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
70	学校教育を通じたメディア・リテラシーの育成	メディアから発信される、男女の役割分担を固定的に捉えるような意識に基づく情報・表現を、主体的に解釈し考えることができるよう、児童・生徒のメディア・リテラシーを様々な教育活動を通じて育成します。	教育指導課	継続
71	あらゆる世代に対するメディア・リテラシー向上の取組	固定的な性別役割分担意識に基づいたメディアの映像や表現を適切に解釈するとともに、適切に表現できるようにするための啓発事業を実施します。	人権政策課	継続

## 課題（中項目）3-2

### 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援

配偶者等（同性パートナーを含む。）からの暴力（DV）は、主に外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。また、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

配偶者等からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を傷付け、男女平等・共同参画の実現の妨げとなっています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等・共同参画社会の実現を図るために、配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

東京都内の配偶者暴力相談等件数の推移を見ると、近年はほぼ一貫して増加しており、増加傾向を止めて被害を防止することは喫緊の課題であると言えます。同時に、被害に遭った方に対する支援も重要であり、充実が求められています。令和3（2021）年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査によれば、過去1年間に被害に遭ったことがあると回答した人の半数以上が誰にも相談しなかったと回答しており、相談・支援体制の充実や周知にもより一層の取組を行う必要がある状況です。

配偶者等からの暴力を防止し、根絶させるためには、暴力の未然防止に向けた啓発や、早期発見により被害を最小化することが重要であるため、あらゆる世代への啓発事業に取り組むとともに

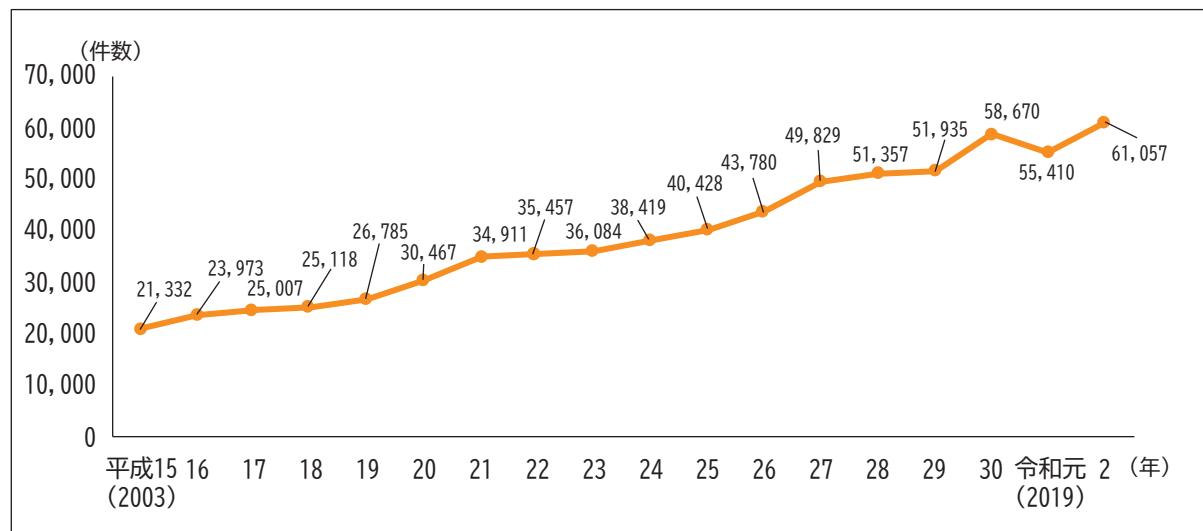


に、被害が発生した際に素早く相談できるよう、相談機関等の周知を徹底し、各機関の連携を通じて支援体制を強化します。被害者支援においては、緊急時の対応から自立支援に向けた取組まで、切れ目のない対応を行います。

また、交際相手から受ける暴力を「デートDV」といいます。デートDVは若年層で発生することが多いことから、学校等を通じて若年層に対する啓発を行い、デートDVの防止に取り組みます。

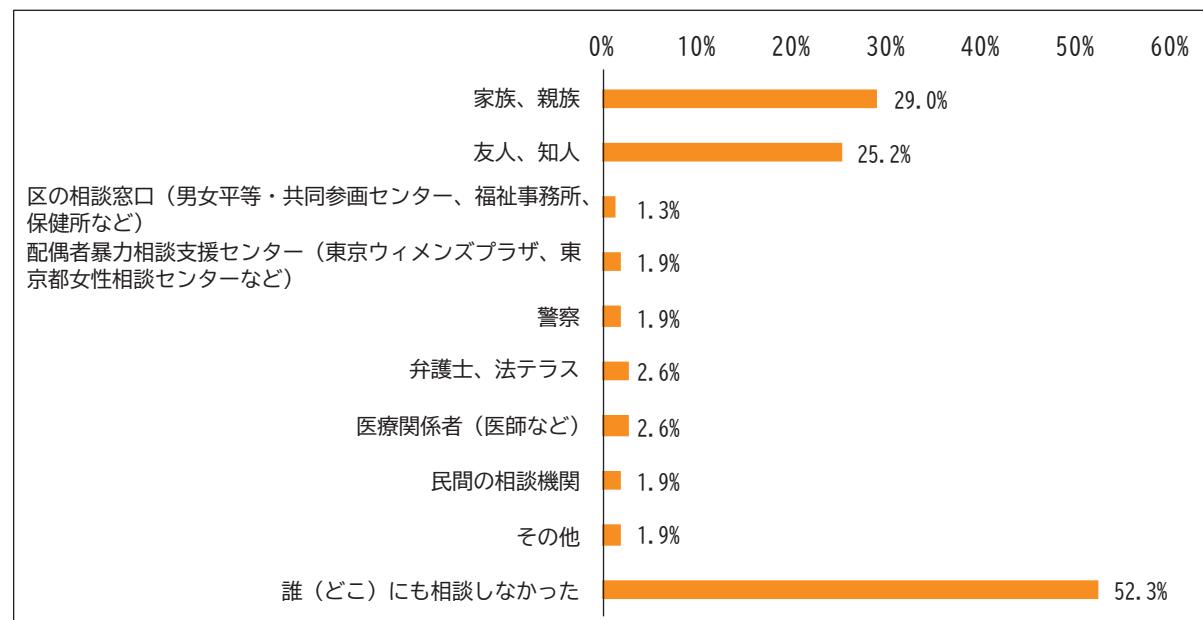
なお、配偶者等からの暴力が主に家庭で発生することから、児童の心理的虐待につながる恐れがあることや、直接、児童に虐待が行われているケースもあるため、対応には、児童相談所等と密接に連携を図りながら適切な支援を行うことも重要です。

### 【東京都内の配偶者暴力相談等件数の推移】



出典：「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移」（東京都）

### 【配偶者等から暴力を受けたときの相談先】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）



## 課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
身体的暴力の被害経験者の割合	4.1%	ゼロ

## 施策の方向（小項目）①暴力の根絶に向けた意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
72	未然防止・早期発見のための啓発事業の実施	配偶者等からの暴力の根絶に向け、各種媒体やパネル展示、講座等を通じた啓発に取り組みます。また、被害者に自発的な相談を促すための情報提供を行います。	人権政策課 子ども家庭支援センター	継続
73	デートDV防止に向けた啓発事業の実施	区立中学校等の生徒に対し、デートDVについての啓発事業を実施します。	人権政策課	継続

## 施策の方向（小項目）②被害者に対する相談と支援の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
74	相談体制の充実	配偶者等からの暴力防止に向け、各種相談事業の周知徹底と充実を図ります。	区民の声課 人権政策課 保健予防課 碑文谷保健センター 福祉総合課 高齢福祉課 生活福祉課 子ども家庭支援センター 関係各課	継続
75	自立支援事業の実施	配偶者等からの暴力の被害者の自立を支援するため、相談などの自立支援事業を行います。	生活福祉課 子ども家庭支援センター	継続
76	緊急一時保護事業の実施	緊急に保護を必要とする女性の保護事業を行います。	子ども家庭支援センター	継続

## 施策の方向（小項目）③関係機関や団体等との連携強化

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
77	東京都との連携	東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センター等との連携を図り、情報収集を行います。	人権政策課	継続
78	関係機関との連携	目黒区DV防止関係機関連絡会議を通じて、関係機関との連携を図ります。	人権政策課	継続



## 課題（中項目）3-3

### 女性への暴力やハラスメントの根絶

女性への暴力やセクシュアルハラスメントをはじめとした性差等に起因するハラスメントを根絶することは、男女平等・共同参画社会の実現に向けて克服すべき重要な課題であり、強く推進する必要があります。

女性への暴力の背景には、性別等に基づき置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、その根絶には、社会全体の意識を改革し、性別等に基づく格差を是正することが欠かせません。女性への暴力に対する取組については、配偶者等からの暴力に対する取組と共通する枠組みも多いため、包括的に取り組むことで、支援を必要とする人に適切な支援を行えるよう各施策を進めていきます。

セクシュアルハラスメントについては、平成28（2016）年に政府が策定する指針<sup>1</sup>が改正され、被害を受けた人の性的指向又は性自認に関わらず指針の対象になることが明記されました。さらに、同指針は、令和元（2019）年の改正により、労働者が事業主にハラスメントについての相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱いを禁止することなどが追加され、内容が強化されました。本区においても、令和2（2020）年に既存の関係指針を統合して新たに「職場におけるハラスメント防止に関する指針」を制定し、政府の指針で示された内容を含めて取組を強化しています。ハラスメントには、パワーハラスメント<sup>2</sup>やマタニティハラスメント等についても性差や女性への差別的な意識に起因する言動によるものが含まれており、根絶に向けた幅広い取組が必要です。ハラスメントは職場で行われることが多いことから、特に事業者への啓発を推進します。

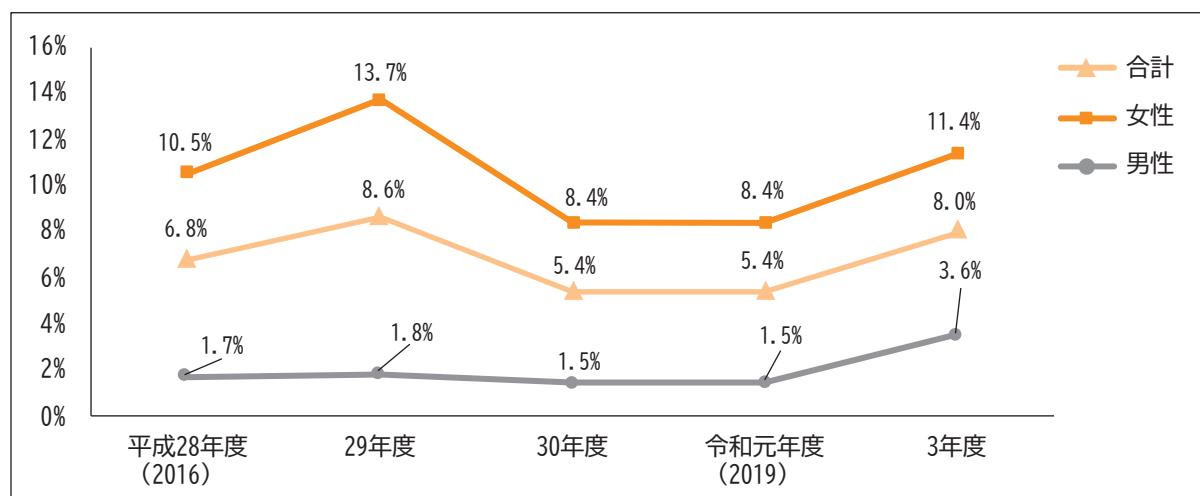
全ての人が暴力やハラスメントの加害者、被害者、傍観者とならないようにするために、個人や事業者への啓発を進めるとともに、相談事業の充実や関係機関との連携を通じて、暴力やハラスメントの根絶に向けた取組と被害の最小化を図ります。

1 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」

2 労働施策総合推進法に定める職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。の中には、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことや、労働者の性的指向・性自認等の機微な個人情報を本人の了解を得ずに他の労働者に暴露（アウティング）すること（いわゆるSOGIハラスメント）も含まれています。

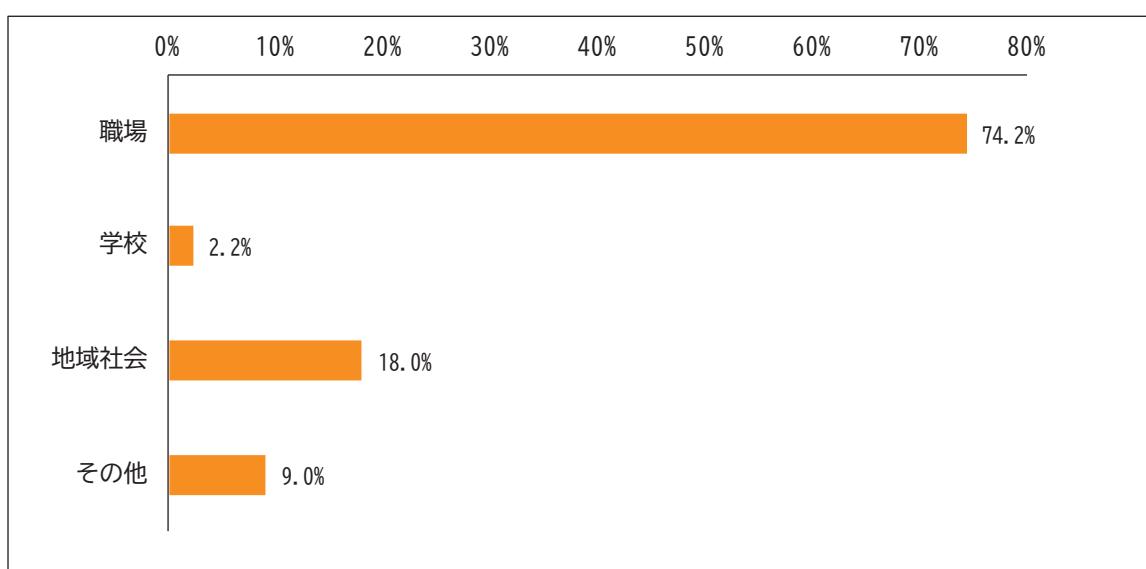


## 【セクシュアルハラスメント被害経験者割合の推移】



目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査  
(新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は中止。)

## 【セクシュアルハラスメントを受けた場所】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

### 課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
セクシュアルハラスメントの被害経験者割合	8.0%	ゼロ

### 施策の方向（小項目）①女性に対するあらゆる暴力の根絶

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
79	女性に対する暴力の防止に向けた啓発事業の実施	女性に対する暴力の防止に向けて、各種媒体や講座の開催等を通じて啓発事業を実施します。	人権政策課 福祉総合課 高齢福祉課	継続



80	女性に対する暴力の防止に向けた相談事業の充実及び関係機関との連携	暴力の防止に向けて、各種相談事業の周知徹底と充実、関係機関との更なる連携を図ります。	区民の声課 人権政策課 保健予防課 碑文谷保健センター 福祉総合課 高齢福祉課 生活福祉課 子ども家庭支援センター 関係各課	継続
----	----------------------------------	--	--	----

### 施策の方向（小項目）②セクシュアルハラスメント等の根絶

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
81	事業者等に対する啓発	セクシュアルハラスメント等の性差に起因するハラスメントについて、各種媒体や動画配信などを通じて事業者に啓発を行います。	人権政策課 産業経済・消費生活課	継続
82	早期発見のための啓発事業の実施	区民等がセクシュアルハラスメント等の行為を受けた際に速やかに相談機関等に相談できるよう、啓発事業を実施します。	人権政策課	継続
83	各種相談事業の充実と連携	各種相談事業の充実と連携を図ります。	区民の声課 人権政策課	継続
84	区職員に対する研修の実施	区職員に対し、セクシュアルハラスメント等の防止に向けた研修を実施します。	人事課	継続
85	区職員の相談の実施	区職員のセクシュアルハラスメント等に関する相談を実施します。	人権政策課 人事課	継続

### 課題（中項目）3-4

#### 生涯を通じた包括的な健康支援

身体的な特徴は性別等により大きく異なるため、身体的な性差を十分に理解し合い、人権を尊重することは、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会の前提になることです。そのため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）が保持されるとともに、妊娠の計画の有無に関わらずにプレコンセプションケア<sup>1</sup>を推進することや、人生100年時代を意識した健康支援を通じて個人が健康を享受できる環境を整備する必要があります。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方については、現在も浸透しているとは言えず、令和3（2021）年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査においても、「知っている」と回答した人は13.1%にとどまりました。リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての啓発を続け、特に若年層がその考え方を理解し、人生に生かしていくことが大切です。

また、今後も長寿化が進むことが見込まれるため、健康の増進支援の重要性は増しています。

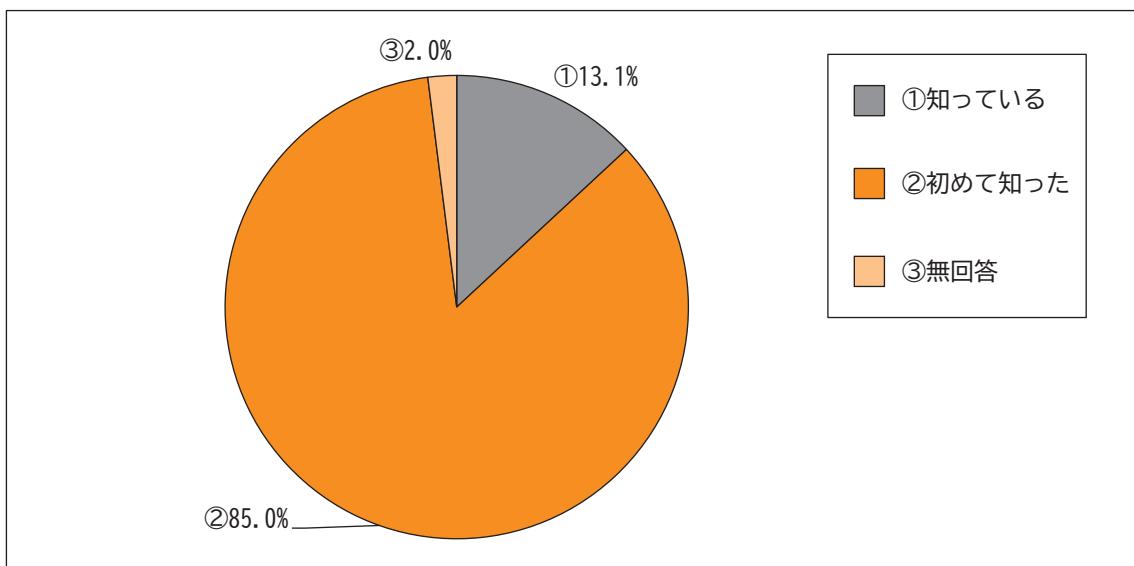
1 女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組。



特に、女性は妊娠や出産を経験する可能性があり、妊娠前から出産後まで幅広い健康支援が必要です。

全ての人ができる限り健康でいられるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及啓発に取り組むとともに、各種相談事業や教育、学習機会の提供、様々な健康支援事業を行うことで、生涯を通じた包括的な健康支援を推進していきます。

### 【リプロダクティブ・ヘルス／ライツを知っているか】



令和3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査（目黒区）

### 課題別の指標（再掲）

指 標	現状値	目標値
妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と思う人の割合	47.7%	70%以上

### 施策の方向（小項目）①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の理解促進

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
86	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方について、各種媒体や講座を通じて普及啓発します。	人権政策課	継続
87	母子保健事業における啓発	母子保健事業において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方を周知します。	保健予防課 碑文谷保健センター	継続
88	相談事業の実施	性や健康に関する相談事業を実施します。	人権政策課 保健予防課 碑文谷保健センター	継続
89	学校における性や健康に関する教育と教員の理解促進	性や健康に関する教育が人間教育の一環として位置付けられ、児童・生徒の発達段階に応じて系統的に指導することができるよう、性教育に関する計画に基づいた教育を行います。	教育指導課	継続



90	性や健康に関する情報や学習機会の提供	性や健康に関する知識を習得する中で、互いを尊重し合える意識づくりを図り、情報と講座等による学習機会の提供を行います。	人権政策課 保健予防課 (感染症対策担当課) 生涯学習課	継続
----	--------------------	--	---------------------------------------	----

## 施策の方向（小項目）②生涯にわたる健康保持・増進支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
91	各種健康診査の実施	生涯にわたって健康づくりを支援するため、特定健康診査、健康づくり健診等、各種健康診査を実施します。	健康推進課 保健予防課	継続
92	妊娠、出産期の女性に対する健康支援	健やかな妊娠・出産を支援するため、母子健康手帳を交付するとともに、育児教室や健康診査、訪問指導などの事業を実施します。	保健予防課 碑文谷保健センター	継続
93	入院助産費用の援助	経済的理由で入院して出産することが困難な妊娠婦に対して、指定助産施設を利用した場合に出産費用の一部を援助します。	子ども家庭支援センター	継続
94	更年期、高齢期の女性に対する健康支援	生活習慣病予防を含めた健康講座を開催し、健康学習を進めるとともに、相談事業を行います。	健康推進課 保健予防課 碑文谷保健センター	継続
95	女性のからだに関する相談の実施	女性のからだに関する相談事業を実施します。	人権政策課	継続

## 課題（中項目）3-5

### 性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援

民間団体が近年実施した調査では、概ね8~10%程度が自身をLGBTに該当すると回答しています。男女分けを前提とした社会の仕組みや人々の言動は、その前提に当てはまらない人が生きていく上で多くの困難や不安等を生み出しています。

平成30（2018）年に本区が実施した目黒区人権に関する意識調査では、LGBTに関する差別について「多く存在する」「ある程度存在する」と考える区民の割合は83.5%に上り、問題に対する意識は区民の間でも一定程度浸透していると考えられます。同調査で必要な取組について尋ねたところ、「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を進める」との回答が最も多く、56.4%でした。

LGBTであることのカミングアウト<sup>1</sup>には、大きな決断とリスクを伴うため、カミングアウトをしていない人も多くいると考えられます。さらに、性的指向や性自認に関するることは、外見か

<sup>1</sup> 自身の性について、他人に開示すること。

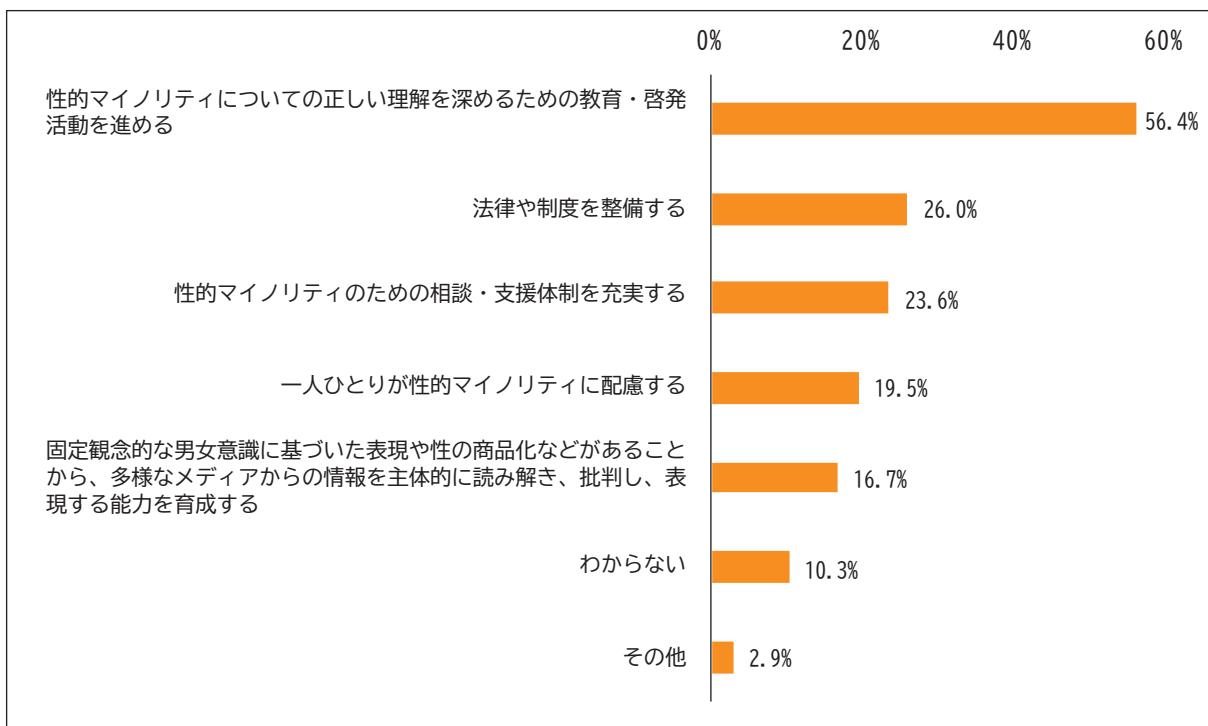


らは分からないことが多いことから、それらに起因する問題は顕在化しにくく、身近であることを意識しにくい点が問題を複雑にしています。

性の多様性を尊重するためには、正しい知識と相手を尊重する意識、求められる配慮を心掛けることが必要です。また、見えにくい問題であるため、問題を可視化することも重要であり、メディア・リテラシーの向上も欠かせません。誰もが通りのままの自分で生きていくことができるよう、本計画では、性の多様性についての理解促進と具体的な困難等の解消を施策の方向とし、取組を推進します。困難等の解消に向けては、いわゆる同性パートナーシップ制度や同性カップル等の区営住宅等への入居、災害時に必要な配慮など、具体的な支援の在り方を検討していきます。

性的指向や性自認に起因する困難等を解消することは、性の多様性を尊重する社会の実現に不可欠であると同時に、全ての人が性差等による制約を受けることなく共同参画できる社会にもつながります。そして、その実現には、区民一人一人や事業者の更なる理解が求められています。

### 【LGBTの人権を守るためにどのようなことを行えばよいか】



人権に関する意識調査報告書【平成30（2018）年度】（目黒区）

### 課題別の指標（再掲）

指標	現状値	目標値
LGBTへの配慮を意識して行動している人の割合	—	50%以上



## 施策の方向（小項目）①性の多様性の理解促進

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
96	性の多様性の理解促進に向けた啓発	性の多様性についての区民や事業者の理解を促進するため、講座の開催等の各種啓発事業を行います。	人権政策課 生涯学習課	継続
97	性の多様性の理解促進に向けた教育の実施	性の多様性について理解を深めるための教育を行います。	教育指導課	新規
98	区職員の理解促進	区職員に対し、性の多様性についての理解を促進するための研修を実施します。	人権政策課	新規

## 施策の方向（小項目）②性的指向及び性自認に基づく困難等の解消

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
99	多様な性の在り方についての相談・支援の実施	性的指向及び性自認に基づく困難等を解消するため、相談・支援に取り組みます。	人権政策課 関係各課	新規
100	区営住宅等の入居要件拡充の取組	区営住宅等について、同性カップル等が入居できるようにするため、入居要件の拡充に取り組みます。	住宅課	新規
101	多様な性の在り方に配慮した人事・労務管理・福利厚生等の取組	区職員の人事、労務管理、福利厚生等において、多様な性の在り方に配慮した取組を行います。	人事課	新規
102	学校や園における幼児・児童・生徒への支援の実施	教育の場において、多様な性の在り方に配慮した環境づくりに取り組みます。	教育指導課	新規



## 目標（大項目）4

### 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化

男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現に向けた取組は、あらゆる分野においてその視点を持って取り組むことが重要であり、その取組は、広範かつ多岐にわたります。そのため、区の所管課が連携し、円滑な事業の推進に努めるとともに、有識者や区民等の意見も取り入れながら幅広い視野を持って進める必要があります。また、状況や課題を適切に把握するための性別等によって分けられたデータを活用し、施策の検討や事業を実施する際に生かすことも重要です。

区は、おおよそ20年後のまちの将来像を描く目黒区基本構想を令和3（2021）年に策定しました。基本構想実現のための区政運営方針には、平和と人権・多様性の尊重を掲げ、年齢、国籍、性の在り方、障害の有無などに問わらず、個性や違いを認め合うことができる意識の醸成を図り、全ての人が互いの人権を尊重し合う地域社会をつくることを定めています。基本構想を男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重という視点で実現させていくため、本計画では、その全ての取組を推進する体制の強化を目標として掲げ、様々な枠組みを生かした取組を推進します。

#### 課題（中項目）4－1

##### 計画の推進体制の強化

男女が平等に共同参画し、性の多様性を尊重する社会づくりにおいては、その取組を総合的かつ計画的に推進していくことが重要であり、目指す社会に近付けるためには、計画を推進する体制を更に充実させていく必要があります。

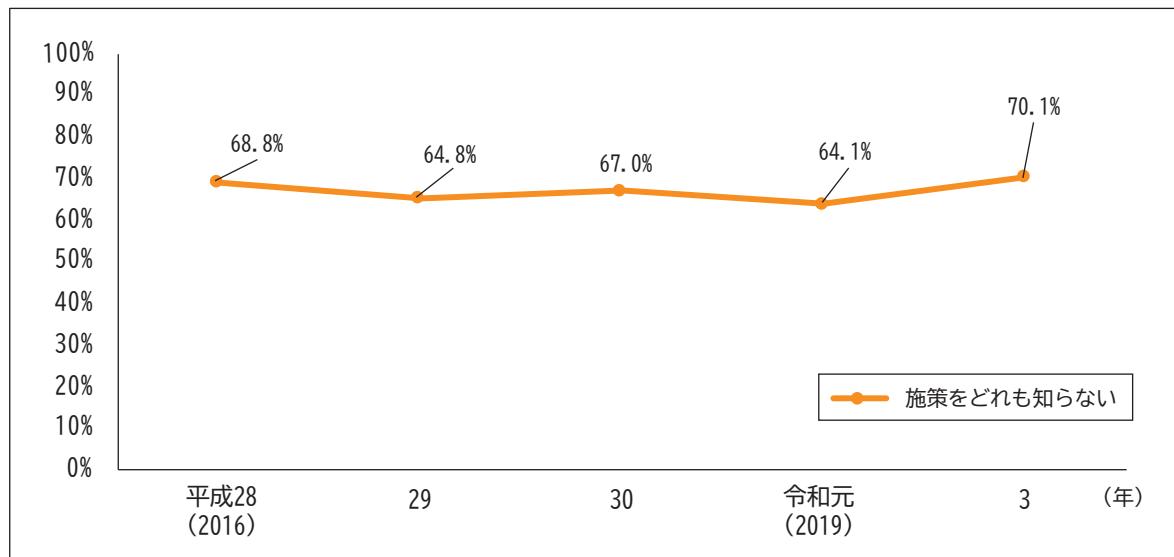
区には、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例や本計画、取組の拠点施設としての男女平等・共同参画センター、男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブズなどの枠組みがあり、それらをどのように活用して社会づくりを推進していくかが重要です。

現状では、男女平等・共同参画や性の多様性の尊重に向けた主要な施策等の認知度は低く、区が実施した令和3（2021）年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査では、7割の人が「どちらも知らない」と回答しています。男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重の推進に当たり、周知啓発はあらゆる取組の基礎となるため、これらの取組を更に周知していくことが求められます。

本計画では、計画の推進体制の強化を課題の一つとして定め、枠組みの周知も含めて計画の推進体制の充実を図るとともに、拠点施設機能の充実や男女平等・共同参画センターのより良い在り方についても検討していきます。



## 【区の男女平等・共同参画関連施策を知らない人の推移】



目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査  
(新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は中止。)

### 課題別の指標（再掲）

指標	現状値	目標値
区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合	70.1%	60%以下
目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合	10.3%	20%以上

### 施策の方向（小項目）①推進体制の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
103	条例の理解促進に向けた取組	目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例や、同条例で目指す社会づくりについての理解を促進するための取組を行います。	人権政策課	新規
104	担当者会議の活用	男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を円滑に推進するため、人権・男女平等多様性推進担当者会議において調整を図りながら施策を推進します。	人権政策課	継続
105	男女平等・共同参画審議会の運営	男女が平等に共同参画し、性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等・共同参画審議会を運営します。	人権政策課	新規
106	男女平等・共同参画オンブズの運営	男女が平等に共同参画し、性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項等についての申诉を処理するため、男女平等・共同参画オンブズを運営します。	人権政策課	継続



107	情報連絡会の実施	男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブズ、区の三者が情報を共有するため、連絡会を実施します。	人権政策課	継続
-----	----------	--	-------	----

## 施策の方向（小項目）②拠点施設機能の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
108	男女平等・共同参画センターの周知及び利用促進	男女平等・共同参画センターが男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進するための拠点施設であることを周知し、利用の促進を図ります。	人権政策課	継続
109	調査研究、情報収集及び資料室の充実	男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進するための調査研究、情報収集を行うとともに、資料室を通じて情報提供を行います。	人権政策課	継続
110	相談事業の充実と連携	女性のための相談など、各種相談事業を実施し、必要に応じて関係機関等と連携しながら対応します。	人権政策課	継続
111	学習の機会の提供	各種講座や講演会の開催を通じて、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に向けた学習の機会を提供します。	人権政策課	継続
112	講座等における保育者の配置	講座等の開催に当たり、子育てをしている区民が参加できるよう、保育者を配置します。また、保育者を配置しやすくするために、保育者の登録を行います。	人権政策課	継続
113	学習・交流の場の提供	男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進するための学習・交流の場として、男女平等・共同参画センター内の会議室・研修室等を提供します。	人権政策課	継続
114	活動団体への支援	男女平等・共同参画センターの登録団体の施設利用を促進し、活動を支援するとともに、団体や利用者の交流を促進します。	人権政策課	継続
115	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営	講座の企画や啓発誌の作成など、男女平等・共同参画センターの運営に区民の意見を反映します。	人権政策課	継続



## 課題（中項目）4-2

### 計画の着実な進行管理

社会の変化に対応した取組を続けていくためには、本計画に定める施策の方向に基づき、それぞれの事業が適切に実施され、どの程度の効果を上げているかを確認するなどの進行管理を適切に行い、その後の取組に生かすことが重要です。

計画の着実な進行管理を行うために、区は、有識者や区民等で構成する男女平等・共同参画審議会に本計画の進捗状況に関する評価を諮問し、評価と併せて施策のより良い取り組み方等についての提言を得て、事業内容や実施方法を見直しながら取り組んでいきます。

#### 施策の方向（小項目）①進捗状況の評価、改善

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
116	区民意識調査の実施	区民の意識を把握し、今後の施策推進の基礎資料とするため、男女平等・共同参画及び多様な性の在り方に関する区民意識調査を実施します。	人権政策課	継続
117	事業実績調査の実施	毎年度、計画に掲載した事業の実績調査を実施します。	人権政策課	継続
118	計画の進捗状況評価の実施	事業実績調査と区民意識調査の結果を基に、男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況評価を実施します。	人権政策課	継続
119	年次報告の公表	毎年度、男女平等・共同参画の推進に関する年次報告書を作成し、公表します。	人権政策課	継続
120	職員意識調査の実施	計画の改定に合わせ、区職員に対する意識調査を実施します。	人権政策課	継続

## 課題（中項目）4-3

### 区民、事業者等との連携

男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を広く社会に浸透させるためには、行政のみではなく、区民や事業者等の取組も不可欠です。そして、それぞれが主体的に行動することに加えて、暮らしに最も身近な行政機関である区が、区民や事業者等と連携して取組を行うことで、その効果は最も高まると考えられます。

条例においても、区、事業者及び区民が協働して社会づくりを推進することとしているため、幅広い分野の事業者等と多様な事業の実施方法を模索しながら連携し、意識啓発等に取り組みます。



## 施策の方向（小項目）①協働事業を通じた意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
121	区民・区民団体等との協働事業の実施	講座や講演会など、区民・区民団体等との協働事業を実施します。	人権政策課	継続
122	事業者等との協働事業の実施	企画の段階からNPO法人や大学、企業等と協働して、講座や講演会等を実施します。	人権政策課	継続

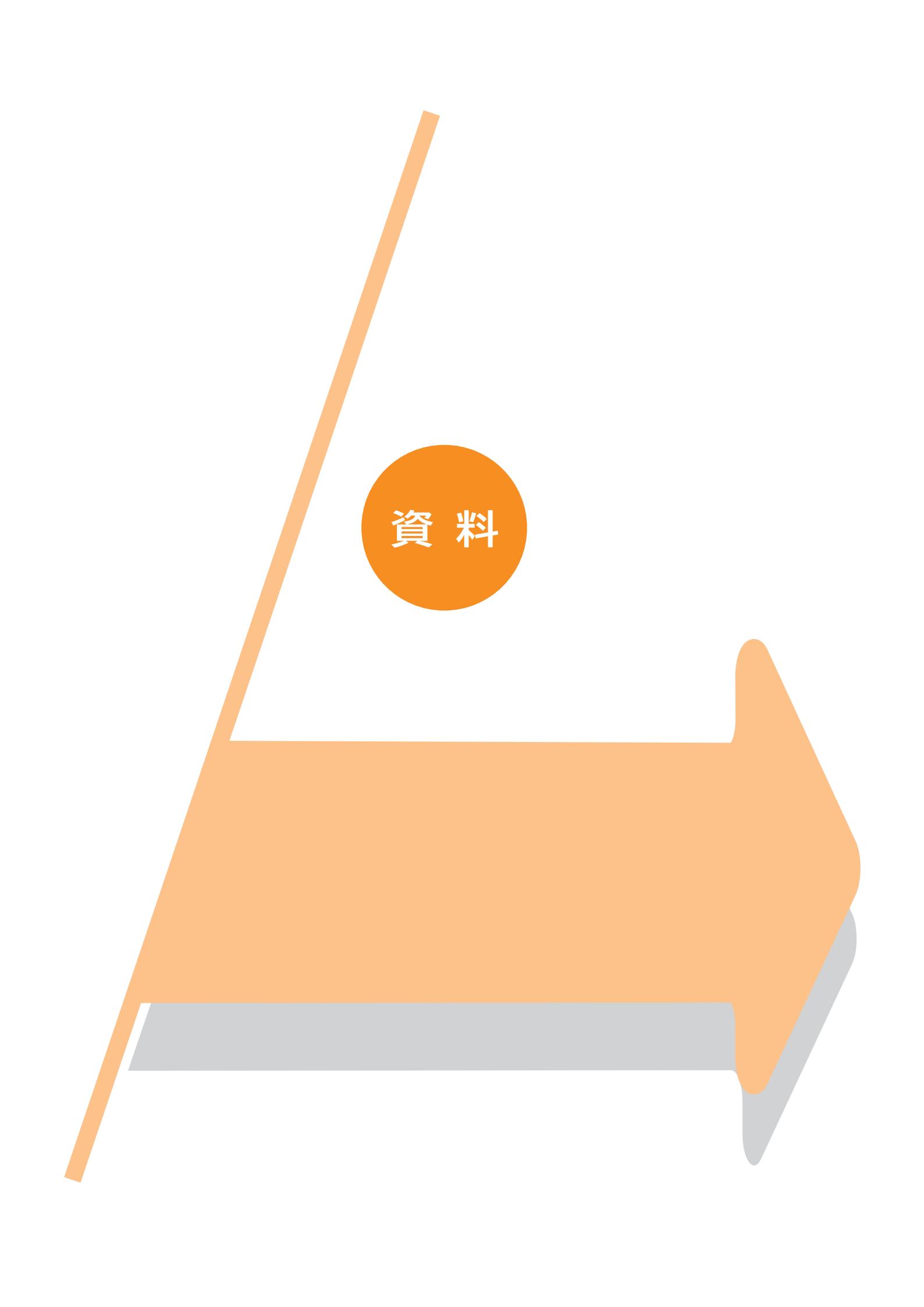
## 課題（中項目）4-4

### 国、東京都、他自治体との連携

条例で目指す社会づくりを推進するために、区の枠組みを超えて取り組むべき課題等がある場合は、国や東京都との連携なくして進めることはできません。また、本区と同様、住民に最も身近な行政機関である他自治体と情報交換等を行うことは、取組に向けた視野を広げ、より多様で社会の変化に対応できる取組を増やすことにつながるため、積極的に連携し、区の施策に生かしていきます。

## 施策の方向（小項目）①国、東京都、他自治体との連携強化

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
123	国、東京都との連携	国や東京都から提供された情報を共有するとともに、各種調査等を通じて情報提供を行い、連携を図ります。	人権政策課	継続
124	他自治体との連携	他自治体と男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する施策についての情報交換等を行い、連携して施策を推進します。	人権政策課	継続



資料



# 1 目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例

平成14年3月

目黒区条例第1号

改正 令和2年3月6日条例第2号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第12条）

第3章 目黒区男女平等・共同参画審議会  
(第13条—第20条)

第4章 目黒区男女平等・共同参画オムブズ  
(第21条—第30条)

第5章 雜則（第31条）

付則

基本的人権と法の下の平等は、日本国憲法が全ての人々に保障する権利である。これまでも目黒区は、人権と平和が尊重される社会の実現を目指し、総合的に施策を開拓してきた。中でも、男女平等の実現に向けて先進的な取組を行ってきたが、いまだなお、固定的な役割分担意識や社会的な慣行、性別による差別的な取扱いは解消されておらず、一層の積極的な取組が求められている。

さらに、性の多様性についての社会的関心が高まる一方、その理解は進んでいるとは言えず、性的指向及び性自認に起因する差別的な取扱いの解消等が課題となっている。

目黒区が、既に少子高齢社会が進行している都市として、将来にわたり豊かで活力のある地域社会のために、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合い、自らの意思によって、その能力を發揮し、家庭、地域、職場などあらゆる分野において共同参画するとともに、性の多様性が尊重されることにより、誰もが自分らしく生きていくことができる社会を形成することが重要である。

目黒区、事業者及び区民は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりについて理解と認識を深め、その実現のために協働していくなければならない。

私たちはここに、国や国際社会とも呼応し、男女が平等で、あらゆる分野に共同参画するとともに、性の多様性が尊重され、もって全ての人々の人権が尊重される豊かな地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関し、その基本理念を定め、目黒区（以下「区」という。）、事業者及び区民の責務を明らかにし、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって区民一人一人の人権が尊重され、性別等による差別のない、真に男女が平等に共同参画することができ、性の多様性が尊重される豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり 男女の平等な共同参画とともに、多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重される社会を形成することをいう。

(2) 男女の平等な共同参画 男女が、性別等により差別的な取扱いを受けることなく、個人として尊重され、個性と能力を發揮し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場などあらゆる分野における活動に共同参画し、かつ、責任を分かち合うことをいう。

(3) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。

(4) 性自認 自己の性別についての認識をいう。

(5) 性別等 性別、性的指向及び性自認をいう。

(6) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、区の区域内（以下「区内」という。）において事業活動を行う全ての個人、法人及び団体をいう。

(7) 区民 区内に住み、若しくは勤務し、又は区内で学ぶ全ての個人をいう。

### (基本理念)

第3条 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりは、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1) 全ての人の人権が尊重され、性別等により直接的



又は間接的に差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。

- (2) 多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重され、誰もが自分らしい生き方を選択できること。
- (3) 固定的な性別役割分担に基づく社会制度や慣行が解消され、男女が性別にかかわらず、個人の個性や能力を発揮し、その意欲や希望に沿って家庭生活と社会生活の両立ができるよう、その責任を対等に分かち合うこと。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場又は地域において、意思決定及び政策決定の過程に平等に共同参画すること。
- (5) 教育の場において男女の平等な共同参画を推進し、性の多様性を尊重すること。
- (6) 区民は、国籍、性別等又は年齢にかかわらず、この条例に定める権利を有すること。

#### (区の責務)

第4条 区は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を主要な政策と位置付け、施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、国及び他の地方公共団体と連携して、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するものとする。

3 区は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりについての理解と認識を深め、区が行う施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たり、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に努めるものとする。

#### (区民の責務)

第6条 区民は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりについての理解と認識を深め、区が行う施策に協力するとともに、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に主体的に努めるものとする。

#### (区、事業者及び区民の協働)

第7条 区、事業者及び区民は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを協働して推進するものとする。

## 第2章 基本的施策

### (推進計画)

第8条 区長は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 推進計画は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための目標、施策の方向、行動指針その他重要な事項について定めるものとする。
- 3 推進計画は、必要に応じて見直すものとする。
- 4 区長は、推進計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとし、事業者及び区民の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 5 区長は、推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ目黒区男女平等・共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 区長は、推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ事業者及び区民の意見を反映させるために適切な措置を講じなければならない。

### (年次報告)

第9条 区長は、毎年、推進計画及び男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策の進捗状況を目黒区男女平等・共同参画審議会に報告し、その意見を付けて、これを公表するものとする。

### (推進施策)

第10条 区は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するため、次に掲げる施策を行いうものとする。

- (1) 区民、事業者、区の職員、教員等に対する意識啓発に関する施策
- (2) あらゆる教育及び学習の場における男女の平等な共同参画と性の多様性についての理解と認識を普及促進するための施策
- (3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重される施策
- (4) 男女間並びに配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者の間及び家庭内におけるあらゆる暴力の根絶に向けた施策
- (5) 職場、学校又は地域社会における性別による固定的な役割分担や性別等による差別的な取扱いの根絶に向けた施策
- (6) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動（性的指向及び性自認に関する偏見等に基づく言動を含



む。)によって、その言動を受けた個人の生活環境を害したり、その言動を受けた個人の対応により不利益を与えたことをいう。)の根絶に向けた施策

- (7) 男女が共に家庭生活と社会生活を両立するための施策
- (8) 少子高齢社会に対応した男女の平等な共同参画を推進するための施策
- (9) 政策決定及びあらゆる場の意思決定の過程における男女の平等な共同参画を推進するための施策
- (10) 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての格差を是正する積極的な措置を推進するための施策
- (11) メディア・リテラシー(多様な情報伝達媒体から情報を能動的に解釈し、批判する能力及び表現方法としてこれらを利用して発信する能力をいう。)を育成する施策
- (12) 性的指向及び性自認に起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策
- (13) 前各号に掲げるもののほか、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するために必要な施策

#### (拠点施設)

第11条 区は、基本理念を実現するため、必要な調査研究、情報の収集等を行い、区民等が活動するための拠点施設を整備する。

#### (付属機関等の委員)

第12条 区の付属機関等の委員の構成は、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならない。

### 第3章 目黒区男女平等・共同参画審議会

#### (設置)

第13条 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、区長の付属機関として目黒区男女平等・共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (所掌事項)

第14条 審議会は、推進計画に係る男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策について調査、企画、立案等を行い、区長に意見を述べることができる。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、推進計画の評価、改定その他の重要事項について調査及び審議を行う。

3 審議会は、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの

求めに応じて調査及び審議を行い、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、必要に応じて男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関して、区長に意見を述べることができる。

#### (組織)

第15条 審議会は、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の6を超えてはならない。

#### (任期)

第16条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (招集)

第18条 審議会は、会長が招集する。

#### (定足数及び表決数)

第19条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (関係機関等への協力要請)

第20条 審議会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の者に対し、審議会の会議への出席、説明、意見又は資料の提出を求めることができる。

### 第4章 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

#### (設置)

第21条 区長は、区民からの男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての申出又は当該阻害する事項を起因とした人権の侵害等についての救済の申出等を、適切かつ迅速に処理するため、目黒区男女平等・共同参画オンブーズ(以下「オンブーズ」という。)を置く。

#### (申出の範囲)

第22条 区民がオンブーズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

(1) 区又は区が出資する法人等で区長が定めるものが行う施策で、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項



(2) 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項

(3) その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、申出をすることができない。

(1) 裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項

(2) 法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項

(3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項

(4) オンブーズの行為に関する事項

(所掌事項)

第23条 オンブーズは、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 前条第1項の規定による申出に係る審査

(2) 前条第1項第1号の規定による申出に基づく関係機関等に対する資料の提出、説明等の要求及び必要な是正の勧告、意見の表明等

(3) 前条第1項第2号又は第3号の規定による申出に基づく関係者等に対する事情の聴取、資料の提出等の要請並びに必要な助言、指導、是正の要請及び意見の表明

(4) 前条第1項の規定による申出のうち、区の男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に重大な影響を及ぼす等の事項に係る審議会への調査及び審議の要求

(職務の遂行)

第24条 オンブーズは、独立してその職務を行う。

2 オンブーズは、前条に規定する是正の勧告又は要請、意見の表明及び前条第4号の規定による要求を行うときは、合議によりその決定を行う。

3 前項の場合において、議事に直接の利害関係を有するオンブーズは、その議事に加わることができない。

4 オンブーズは、前条第4号の規定による要求を行う際には、申出者の同意を得るものとし、必要な意見を付けることができる。

(定数等)

第25条 オンブーズは、3人以内とし、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する。

(任期)

第26条 オンブーズの任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第27条 区長は、オンブーズが心身の故障により職務の遂行に堪えないと認めるとき又はオンブーズとして著しくふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

2 オンブーズは、任期の満了又は前項に定める場合以外は、その意に反して解嘱されない。

(守秘義務)

第28条 オンブーズは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。(報酬の額)

第29条 オンブーズの報酬の額については、目黒区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第27号）第2条の規定にかかわらず、目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第28号）別表に定める日額の限度額のうち特に高度な知識、経験又は資格を要する業務に従事する者について定められた額の範囲内で区長が定める額とする。

(オンブーズへの協力義務等)

第30条 区及び区が出資する法人等で区長が定めるものは、オンブーズの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、オンブーズから出頭、説明、意見又は資料の提出を求められたときは、協力しなければならない。

2 事業者及び区民は、オンブーズの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

## 第5章 雜則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第57号で、平成14年5月20日から施行)

付 則（令和2年3月6日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2～6（省略）



## 2 目黒区男女平等・共同参画推進計画改定までの経過

日付・時期	経過
令和元年9月20日	令和元年度男女平等・共同参画審議会第1回計画改定小委員会
令和元年10月4日	目黒区男女平等・共同参画推進計画改定を政策決定会議で決定
令和元年10月25日	令和元年度第6回男女平等・共同参画審議会 「社会情勢の変化に対応した『目黒区男女平等・共同参画推進計画』の改定の考え方について」（諮問）
令和元年11月20日	令和元年度男女平等・共同参画審議会第2回計画改定小委員会
令和元年12月20日	令和元年度男女平等・共同参画審議会第3回計画改定小委員会
令和2年1月17日	令和元年度男女平等・共同参画審議会第4回計画改定小委員会
令和2年2月6日	令和元年度第8回男女平等・共同参画審議会
令和2年3月9日	令和元年度第9回男女平等・共同参画審議会（新型コロナウイルス感染症の影響により中止。答申案の書面確認のみ実施）
令和2年3月27日	「社会情勢の変化に対応した『目黒区男女平等・共同参画推進計画』の改定の考え方について」（答申）
令和2年4月23日	答申を政策決定会議報告、全管理職に情報提供
令和2年6月11日	計画の延伸と計画改定の延期を決定
令和2年6月15日	計画の延伸と計画改定の延期を政策決定会議報告
令和3年5月26日	令和3年度第1回人権・男女平等多様性推進担当者会議
令和3年10月14日	令和3年度第4回男女平等・共同参画審議会
令和3年10月21日	令和3年度第3回人権・男女平等多様性推進担当者会議
令和3年11月4日	改定計画素案を政策決定会議で決定
令和3年11月14日～12月15日	改定計画素案についてのパブリックコメントを実施
令和4年1月26日	令和3年度第5回男女平等・共同参画審議会
令和4年2月2日	令和3年度第4回人権・男女平等多様性推進担当者会議
令和4年2月16日	改定計画案を政策決定会議で決定
令和4年2月28日	改定計画を決定



### 3 目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

	氏名	任期	肩書・選出団体等
学識経験者	岩田 拓朗	平成30年6月～	弁護士
	◎神尾 真知子	平成30年6月～	日本大学法学部特任教授
	○小出 誠	平成30年6月～	公益社団法人 日本アドバタイザーズ協会常務理事 ／資生堂ジャパン株式会社 メディア戦略部エグゼクティブマネージャー
	小林 富佐子	平成30年6月～	社会保険労務士
	田中 洋美	令和2年6月～	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
	薬師 実芳	令和元年5月～	認定NPO法人 ReBit 代表理事
	山田 省三	平成30年6月～ 令和2年5月	中央大学名誉教授
区内関係団体等	石塚 英子	平成30年6月～ 令和2年5月	目黒女性団体連絡会
	大本 郁子	平成30年6月～ 令和2年5月	目黒区男女平等条例を推進する会
	片渕 茂治	平成30年6月～	公益社団法人 目黒法人会
	金子 賢典	令和2年6月～	目黒区立小学校PTA連合会
	久保 鈴子	平成30年6月～	目黒区男女平等条例を推進する会 (平成30年6月～令和2年5月は公募区民)
	郡 玲子	令和2年6月～	目黒女性団体連絡会
	佐藤 瞳子	平成30年6月～ 令和2年5月 令和3年5月～	目黒区立中学校PTA連合会 (平成30年6月～令和2年5月は目黒区立小学校PTA連合会)
	田嶋 慎治	令和2年6月～ 令和3年4月	目黒区立中学校PTA連合会
	日吉 勝己	平成31年4月～ 令和2年1月	目黒区立中学校PTA連合会
	和田 薫	令和2年1月～ 令和2年5月	目黒区立中学校PTA連合会



	氏名	任期	肩書・選出団体等
公募区民	石尾 ゆかり	令和2年6月～	
	菅原 真美	令和2年6月～	
	田島 久江	令和2年6月～	
	戸口 由美子	平成30年6月～ 令和2年5月	
	福田 雄彦	平成30年6月～ 令和2年5月	
	宮田 修	平成30年6月～ 令和2年5月	
	渡辺 一雄	令和2年6月～	

※敬称省略、任期は平成30（2018）年6月以降を記載、肩書・選出団体等は令和4（2022）年1月又は退任日時点を記載。



## 4 男女平等・共同参画推進に向けての主な動き

年	国連関係	国	東京都	目黒区
1975 (昭和50)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）</li> <li>○「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する1975年メキシコ宣言」採択</li> <li>○1976～1985年を「国連婦人の10年」と宣言</li> <li>○「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置</li> <li>「婦人問題企画推進会議」開催</li> <li>・総理府婦人問題担当室設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年婦人のつどい開催</li> </ul>	
1976 (昭和51)	・「国際婦人の10年」のスタート	・民法改正（離婚後婚氏統称制度の新設）	・都民生活局婦人計画課設置	
1977 (昭和52)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立婦人教育会館開館</li> <li>・国内行動計画策定</li> <li>○計画期間：昭和52～61年度</li> <li>・国内行動計画前期重点目標発表</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期計画推進会議の下部組織に婦人担当者会議設置</li> </ul>
1978 (昭和53)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理府「婦人の現状と施策—国内行動計画に関する第1回報告書」発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都婦人問題会議答申「東京都行動計画策定に当たっての基本的な考え方と施策の方針性について」</li> <li>・婦人問題解決のための東京都行動計画策定</li> <li>○計画期間：昭和54～60年度</li> </ul>	
1979 (昭和54)	・第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択			<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題担当設置</li> <li>・婦人問題懇話会設置</li> </ul>
1980 (昭和55)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の10年」1980年世界会議（コペンハーゲン）</li> <li>○サブテーマ「雇用・健康・教育」</li> <li>○女子差別撤廃条約署名式（57カ国）</li> <li>○国連婦人の10年後半期行動プログラム採択</li> </ul>	・「女子差別撤廃条約」に署名		
1981 (昭和56)	・第67回国連総会でIL0第156号条約（家族的責任を有する労働者条約）を採択	・国内行動計画後期重点目標決定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題懇話会提言</li> </ul>
1982 (昭和57)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都婦人問題協議会答申「『国連婦人の10年』後半期における東京都婦人関係施策のあり方について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人総合計画策定</li> </ul>
1983 (昭和58)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題解決のための新東京都行動計画「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定</li> <li>○計画期間：昭和58～平成2年度</li> </ul>	
1984 (昭和59)		・国籍における父母両系主義採用		



年	国連関係	国	東京都	目黒区
1985 (昭和60)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ）</li> <li>○2000年までに少なくとも1回の世界会議を開くことを決議</li> <li>○婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（372項目）採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子差別撤廃条約批准</li> <li>育児休業法成立（女子教育職員、看護婦、保母等のみ対象）</li> <li>民法一部改正（離婚時の氏使用可能等）</li> <li>国籍法、戸籍法、一部改正・施行（父系血統主義から父母両系血統主義へ）</li> <li>男女雇用機会均等法成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都婦人問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題に関する職員意識調査実施</li> </ul>
1986 (昭和61)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題企画推進有識者会議」開催</li> </ul>		
1987 (昭和62)		<ul style="list-style-type: none"> <li>西暦2000年に向けての新国内行動計画</li> <li>○計画期間：昭和62～平成12年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向けての新たな展開」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回目黒女性のつどい開催</li> </ul>
1988 (昭和63)				<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人情報センター（仮称）建設決定</li> <li>婦人問題に関する意識と実態調査実施</li> </ul>
1989 (平成元)		<ul style="list-style-type: none"> <li>パートタイム労働指針制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして」</li> </ul>	
1990 (平成2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都女性問題協議会報告「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について」</li> </ul>	
1991 (平成3)		<ul style="list-style-type: none"> <li>西暦2000年に向けての新国内行動計画第一次改定</li> <li>○計画期間：平成3～7年度</li> <li>育児休業法成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定</li> <li>○計画期間：平成3～12年度</li> <li>東京都男女平等推進基金設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性問題懇話会設置</li> </ul>
1992 (平成4)		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題担当大臣設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財団法人東京女性財団設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性政策課新設</li> <li>女性情報センター開館</li> <li>女性問題懇話会提言</li> </ul>
1993 (平成5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界人権会議（ウイーン）</li> <li>女性に対する暴力撤廃宣言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートタイム労働法成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都女性問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性計画策定</li> <li>○計画期間：平成5～15年度</li> </ul>
1994 (平成6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界人口・開発会議（カイロ）</li> <li>○リプロダクティブ・ヘルス／ライツを打ち出した行動計画を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総理府男女共同参画室設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性計画推進委員会設置</li> </ul>
1995 (平成7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回世界女性会議（北京）</li> <li>行動綱領採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業法改正、育児・介護休業法成立（介護休業制度を法制化。平成11年からは休業の制度化が事業主の義務）</li> <li>ILO156号条約批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都女性問題協議会報告「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて」</li> <li>東京ウィメンズプラザ開館</li> </ul>	
1996 (平成8)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画2000年プラン</li> <li>○計画期間：平成12年度まで</li> </ul>		



年	国連関係	国	東京都	目黒区
1997 (平成9)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女雇用機会均等法改正（一部を除き平成11年4月1日施行、差別解消努力義務から差別禁止規定へ、セクハラ防止、ポジティブ・アクションへの対応）</li> <li>労働基準法一部改正（女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等）</li> <li>育児・介護休業法一部改正（労働者の深夜業制限の制度創設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都女性問題協議会報告「男女が平等に参画するまち東京」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画懇話会設置</li> <li>区民意識・実態調査実施</li> </ul>
1998 (平成10)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人週間」を「女性週間」に変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定 ○計画期間：平成10～19年度</li> <li>東京都女性問題協議会報告「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画懇話会答申</li> </ul>
1999 (平成11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子差別撤廃条約選択議定書採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会基本法成立・施行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等推進計画策定 ○計画期間：平成11～20年度</li> <li>男女平等推進委員会設置</li> </ul>
2000 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ストーカー規制法成立</li> <li>男女共同参画基本計画策定 ○計画期間（施策）：平成13～17年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都男女平等参画基本条例成立・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権政策課に名称変更</li> <li>男女平等推進委員会提言</li> </ul>
2001 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府男女共同参画局設置</li> <li>配偶者暴力防止法成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的な考え方」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等参画懇話会設置、答申</li> </ul>
2002 (平成14)			<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス＆サポート東京プラン2002」策定 ○計画期間：平成14～18年度</li> <li>配偶者暴力相談支援センター業務を開始</li> <li>財団法人東京女性財団解散</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女が平等に共同参画する社会づくり条例」制定</li> <li>男女平等・共同参画審議会設置</li> <li>男女平等・共同参画オブザーブ設置</li> <li>男女平等・共同参画に関する意識実態調査実施（対象2,000人）</li> </ul>
2003 (平成15)		<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援対策推進法成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都男女平等推進基金廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等・共同参画審議会答申</li> <li>「女性センター」の名称を「男女平等・共同参画センター」に変更</li> </ul>
2004 (平成16)		<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者暴力防止法一部改正（暴力に精神的暴力を含め、対象に元配偶者も含める、子への接近禁止命令を可能に）</li> <li>育児・介護休業法一部改正（対象者の拡大、育休期間延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇創設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都男女平等参画審議会調査審議報告「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等・共同参画推進計画策定 ○計画期間：平成16～22年度</li> <li>男女平等・共同参画に関する意識調査実施（対象1,500人）</li> </ul>



年	国連関係	国	東京都	目黒区
2005 (平成17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）</li> <li>○女性の地位向上宣言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次男女共同参画基本計画策定</li> <li>○計画期間（施策）：平成18～22年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「次世代育成支援東京都行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・共同参画に関する意識調査実施（対象1,500人）</li> </ul>
2006 (平成18)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法改正（男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクハラ対策の措置義務化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定</li> <li>○計画期間平成18～20年度</li> <li>・東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・共同参画に関する意識調査実施（対象1,500人）</li> </ul>
2007 (平成19)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定（仕事と生活の調和推進官民トップ会議）</li> <li>・配偶者暴力防止法一部改正（生命等に危険が及ぶ脅迫を対象に、裁判所による被害者に対する禁止行為命令の拡充等）</li> <li>・パートタイム労働法一部改正（均衡のとれた待遇の確保の促進、通常の労働者への転換の推進等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス＆サポート東京プラン2007」策定</li> <li>○計画期間：平成19～23年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・共同参画に関する意識実態調査実施（対象2,500人）</li> </ul>
2008 (平成20)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法一部改正（時間外労働の削減、年次有給休暇の有効活用）</li> <li>・次世代育成支援対策推進法一部改正（行動計画の公表及び従業員への周知の義務化、行動計画の届出義務企業の拡大）</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・共同参画に関する意識調査実施（対象1,500人）</li> <li>・職員の男女平等・共同参画に関する意識調査実施</li> </ul>
2009 (平成21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃委員会が第6回日本審査の総括所見発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業法一部改正（子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現、仕事と介護の両立支援等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定</li> <li>○計画期間：平成21～23年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・共同参画に関する意識調査実施（対象1,500人）</li> </ul>
2010 (平成22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）</li> <li>○「宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定（仕事と生活の調和推進官民トップ会議）</li> <li>・第3次男女共同参画基本計画策定</li> <li>○計画期間（施策）：平成23～27年度</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・共同参画審議会答申</li> <li>・男女平等・共同参画に関する意識調査実施（対象1,500人）</li> </ul>
2011 (平成23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）正式発足</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・共同参画推進計画改定</li> <li>○計画期間：平成23～27年度</li> <li>・男女平等・共同参画に関する意識調査実施（対象2,000人）</li> </ul>



年	国連関係	国	東京都	目黒区
2012 (平成24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害とジェンダー」決議案採択</li> <li>・第1回女性に関するASEAN閣僚級会合開催（ラオス）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定</li> <li>・子ども・子育て関連3法成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス＆サポート東京プラン2012」改定</li> <li>○計画期間：平成24～28年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定</li> </ul> </li> <li>○計画期間：平成24～28年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・共同参画センターの見直しの検討</li> <li>・男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施（対象2,000人）</li> <li>・男女が平等に共同参画する社会づくり条例制定10周年・男女平等・共同参画センター設立20周年 記念事業（フォーラム開催、記念誌発行）</li> </ul>
2013 (平成25)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定</li> <li>・配偶者暴力防止法一部改正（生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者を適用対象に拡大、法律名の改正等）</li> <li>・ストーカー規制法一部改正（電子メールを送信する行為の規制対象への追加等）</li> <li>・「男女雇用機会均等法」の指針に、同性間の言動もセクシュアルハラスメントに当たることを記載</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施（対象2,000人）</li> </ul>
2014 (平成26)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」加盟</li> <li>・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施（対象2,000人）</li> <li>・職員の男女平等・共同参画に関する意識調査実施</li> </ul>
2015 (平成27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+20」記念会合（ニューヨーク）</li> <li>・UN Women 日本事務所開設</li> <li>・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法成立</li> <li>・第4次男女共同参画基本計画策定</li> <li>○計画期間（施策）：平成28～令和2年度</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・共同参画審議会答申</li> <li>・男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施（対象2,000人）</li> </ul>
2016 (平成28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第60回国連女性の地位委員会（女性のエンパワーメントと持続可能な開発との関連性、女性・女児に対する暴力の撤廃及び防止等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改正（妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務を新設）</li> <li>・「育児・介護休業法」改正（仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備等）</li> <li>・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（規制対象行為の拡大、罰則の見直し等）</li> <li>・「男女雇用機会均等法」職場におけるハラスメント指針に「性的指向・性自認」を記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都女性活躍推進白書」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・共同参画推進計画改定</li> <li>○計画期間：平成28～令和2年度</li> <li>・男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施（対象2,000人）</li> </ul>



年	国連関係	国	東京都	目黒区
2017 (平成29)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児・介護休業法」改正（育児休業期間の延長、育児休業等制度の個別周知、育児目的休暇の新設等）</li> <li>「刑法」改正（規制対象行為の拡大、非親告罪化等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都男女平等参画推進総合計画」（「東京都女性活躍推進計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」で構成）改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業評価方法改定</li> <li>男女平等・共同参画審議会答申</li> <li>男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施（調査票改定・対象2,500人）</li> </ul>
2018 (平成30)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立</li> <li>「働き方改革関連法」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等・共同参画審議会答申</li> <li>男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施（対象2,500人）</li> </ul>
2019 (平成31/ 令和元)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際労働機関（ILO）「暴力及びハラスメント条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性活躍推進法」改正（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等）</li> <li>「配偶者暴力防止法」改正（連携、協力すべき関係機関として児童相談所を明確化等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等・共同参画審議会答申（①条例改正、②事業評価、③計画改定）</li> <li>男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施（対象2,500人）</li> <li>職員の男女平等・共同参画に関する意識調査実施</li> </ul>
2020 (令和2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連「北京+25」記念会合（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「災害対応力を強化する女性の視点」（ガイドライン）策定</li> <li>第5次男女共同参画基本計画策定</li> </ul> <p>○計画期間（施策）：令和2～7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）施行指針において、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動等をパワハラであると明記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等参画のための都市間ネットワーク（CHANGE）設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」改正施行</li> <li>「性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針」策定</li> <li>男女平等・共同参画推進計画を延伸（～令和3年度）</li> </ul>
2021 (令和3)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正（政党その他の政治団体の取組促進等）</li> <li>育児・介護休業法改正（男性の育休取得に関する規定等を追加）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等・共同参画審議会答申</li> <li>男女平等・共同参画に関する区民意識調査実施（対象2,500人）</li> </ul>
2022 (令和4)				<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等・共同参画推進計画改定</li> </ul> <p>○計画期間：令和4～8年度</p>



## 5 令和3（2021）年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、男女平等・共同参画に関する区民の意識を把握し、今後の関係施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の内容

- I 男女平等に関する意識と実態
- II ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
- III 人権の尊重
- IV 区の男女平等・共同参画施策

### 3 調査方法と回収状況

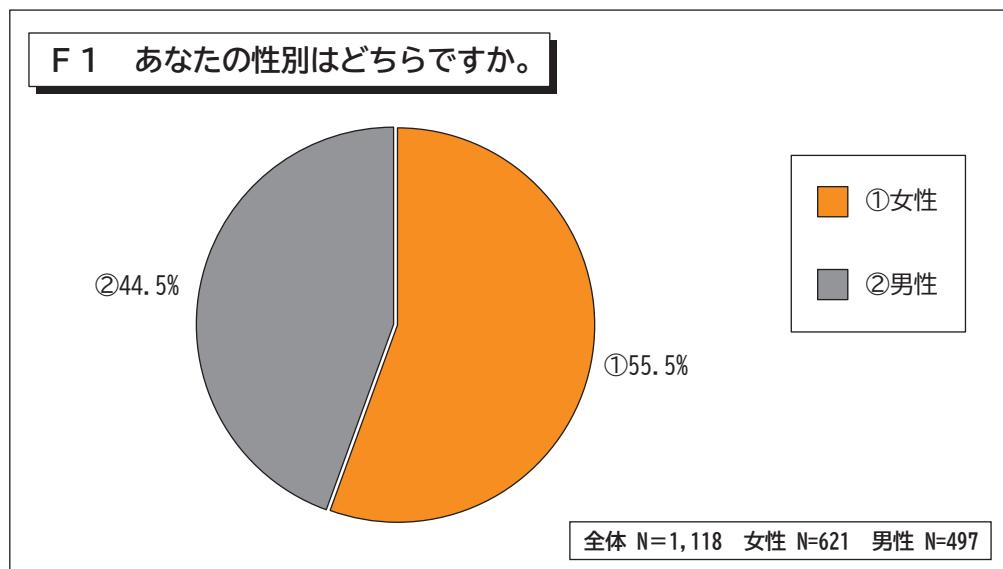
- (1) 調査地域 目黒区全域
- (2) 調査対象 目黒区在住の18歳以上の個人
- (3) 対象者数 2,500人（女性1,250人、男性1,250人）
- (4) 抽出方法 住民基本台帳を基に男女別に無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送配布－郵送回収
- (6) 調査期間 令和3（2021）年4月27日（調査票発送）～令和3（2021）年5月31日（返送締切）
- (7) 調査実施機関 目黒区総務部人権政策課
- (8) 回収状況

	標本数	有効回収数	有効回収率
総 数	2,500	1,118	44.7%
女性	1,250	621	49.7%
男性	1,250	497	39.8%

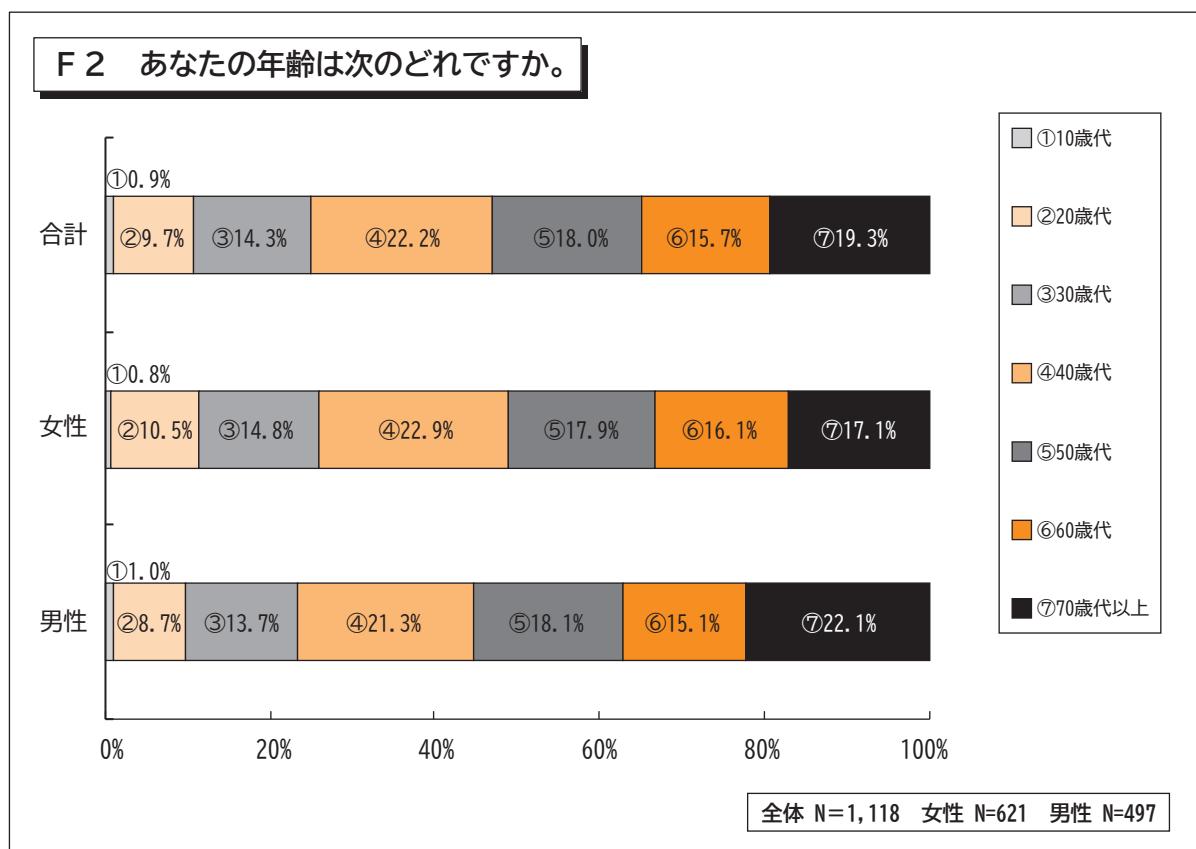


## 4 回答者について

### (1) 性別

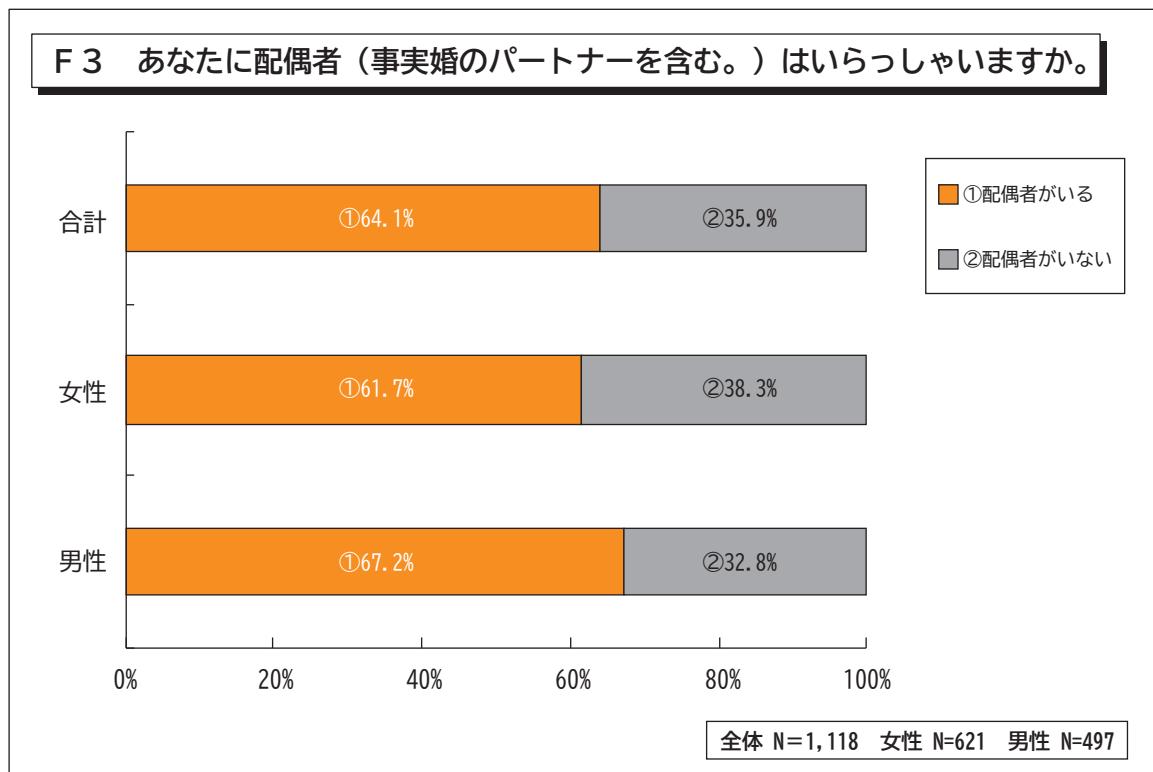


### (2) 年齢

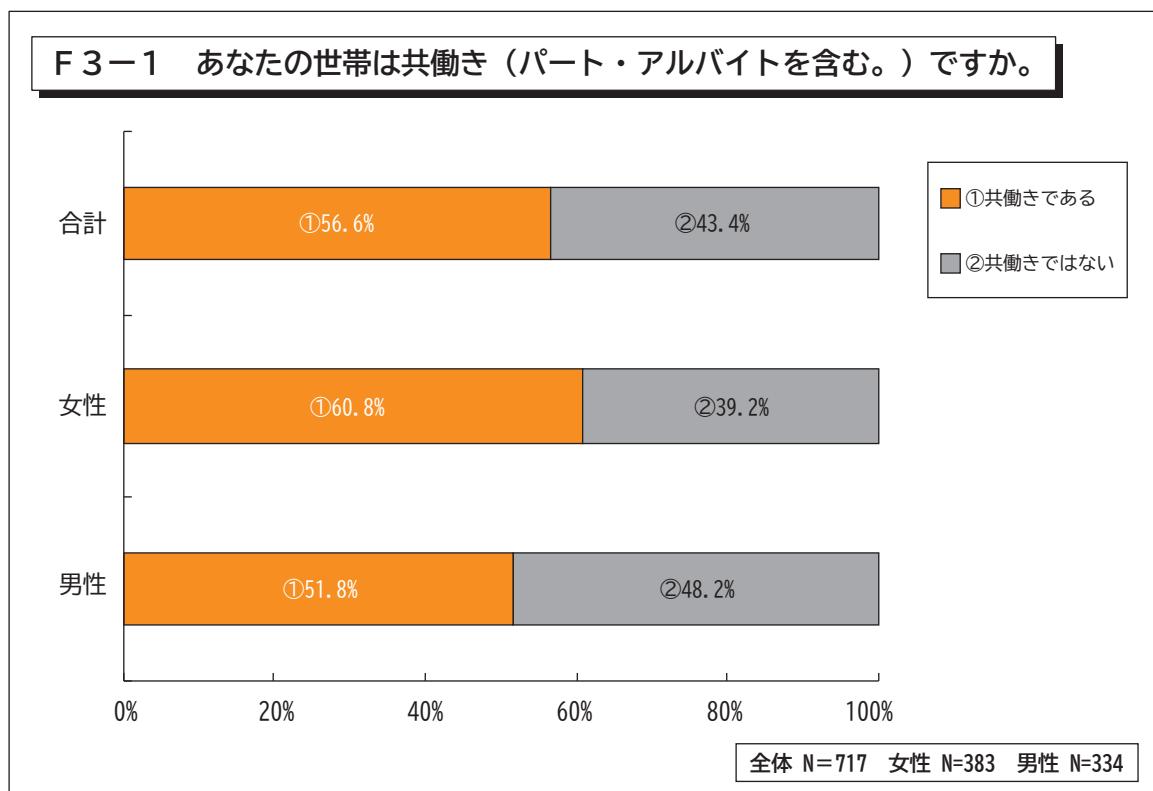




### (3) 配偶者（事実婚のパートナーを含む。）の有無

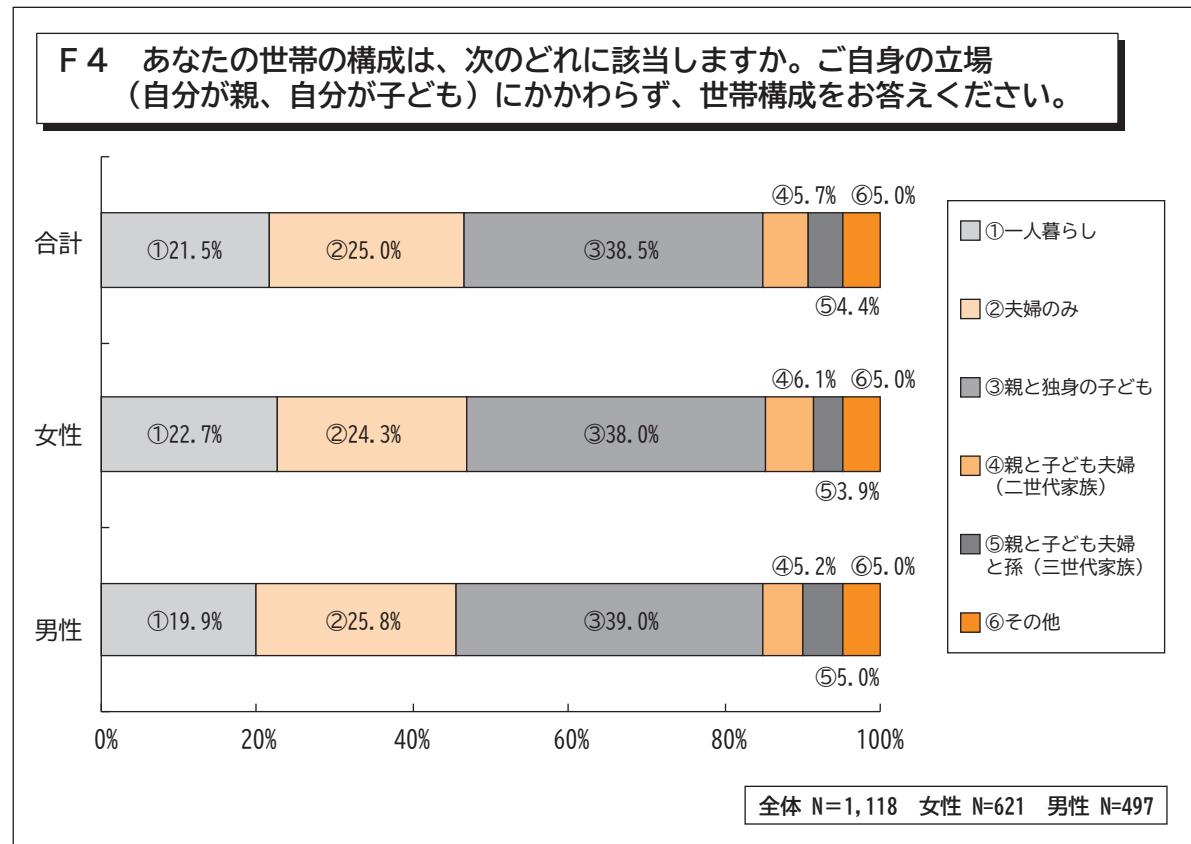


### (4) 「配偶者がいる」と回答した人の働き方

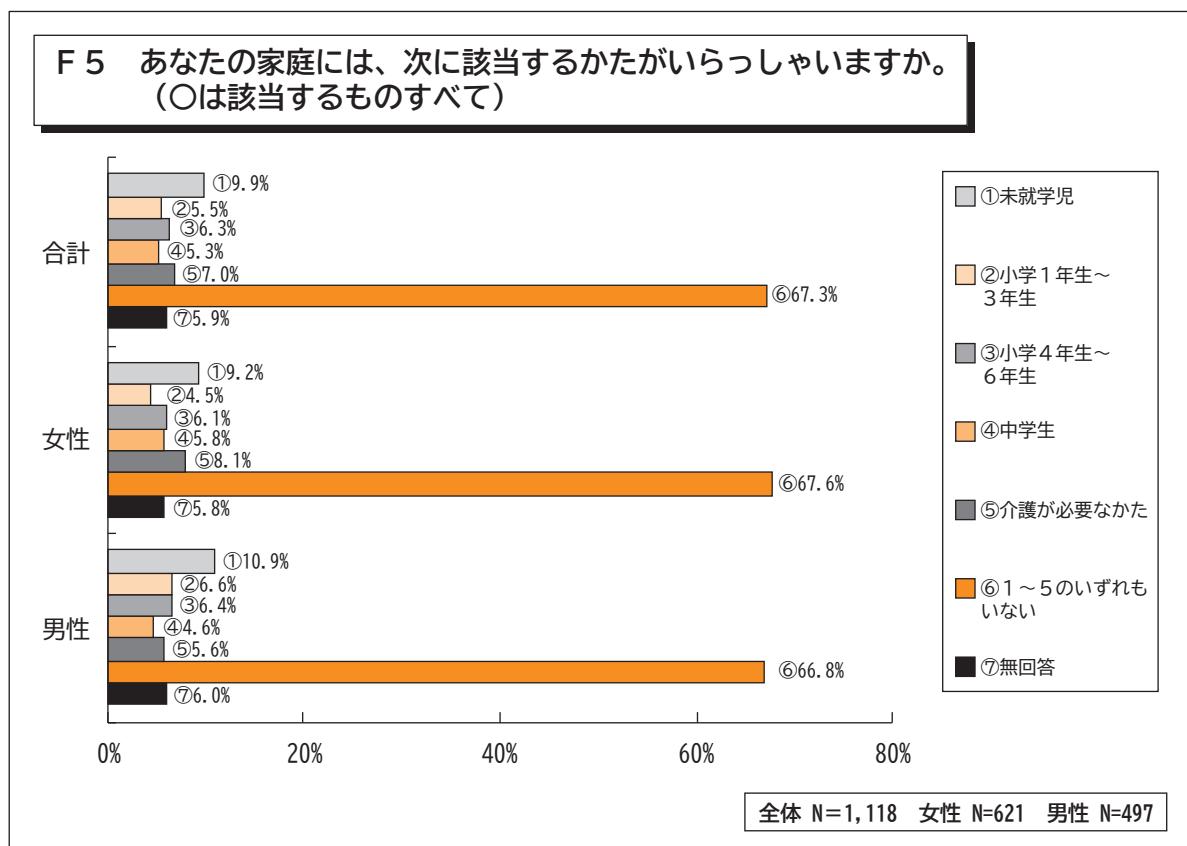




## (5) 世帯構成



## (6) 子どもと介護の必要な方の有無





## 6 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義

は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

##### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

##### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。



### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

### (法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形

### 成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱  
二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響



を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のため  
に必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女  
共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害  
された場合における被害者の救済を図るために必要な措  
置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参  
画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男  
女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要  
な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の  
下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交  
換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互  
協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう  
に努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社  
会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同  
参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、  
情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるもの  
とする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」  
という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規  
定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各  
大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に  
関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調  
査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要が  
あると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に  
対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関  
する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女  
共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要が  
あると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に  
対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって

組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理  
大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する  
者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数  
の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議  
員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満で  
あってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とす  
る。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間と  
する。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。  
(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要  
があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視  
又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、  
説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があ  
ると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対し  
ても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び  
議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令  
で定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

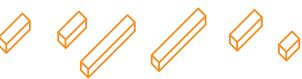
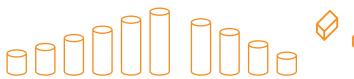
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七  
号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設  
置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定  
により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一  
項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって



存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)  
抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日



## 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和元年6月26日法律第46号

### 目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条—第二十二条）
- 第五章 雜則（第二十三条—第二十八条）
- 第五章の二 棚則（第二十八条の二）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体

に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府



県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急

時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者



暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報をお伝えするよう努めなければならない。  
(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に對し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。  
(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第二百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。  
(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員

の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

##### (保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられるこれを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられるこれを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられる



ことを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞(しゅう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を

有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛け著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受けた身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配



偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求める

れた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの



規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事實を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号

に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)



第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共

同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十二条第一項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべ



き事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万元以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日  
(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報



の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



## 8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正：令和元年6月5日法律第24号

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
  - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
  - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雜則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活

躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

#### （基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなけれ



ばならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。  
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計

画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要な事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的



に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一條 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百



人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替える

ものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に



占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいざれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

## 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。



## (情報の収集、整理及び提供)

**第二十六条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

## (協議会)

**第二十七条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

## (秘密保持義務)

**第二十八条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (協議会の定める事項)

**第二十九条** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

**第三十条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

## (公表)

**第三十一条** 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に關し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

## (権限の委任)

**第三十二条** 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

## (政令への委任)

**第三十三条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

**第三十四条** 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

**第三十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。



- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合に

おいて、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三一日法律第一四号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）

抄



(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画  
〔令和4（2022）年度～令和8（2026）年度〕

令和4（2022）年3月発行  
発行 目黒区  
編集 目黒区総務部人権政策課  
東京都目黒区上目黒2丁目19番15号  
電話 (03) 5722-9214  
FAX (03) 5722-9469  
印刷所 株式会社 勝村印刷所

主要印刷物番号  
3-4 4号

